

第4章 安全・安心な生活環境の確保

第1節 水及び土壤の汚染防止

1 水環境の保全

(1) 公共用水域の概況<環境管理課>

県内の公共用水域は、伊勢湾に流入する木曽川（長良川、揖斐川を含む。）及び庄内川（土岐川）、三河湾に流入する矢作川、富山湾に流入する神通川（宮川）及び庄川並びに日本海に流入する九頭竜川の6水系に大別され、その概況は表2-4-1のとおりである。

河川は、地域の社会経済活動のみならず日常生活とも密接な関係を持っており、水道、水産、農業、工業、発電用水などとして広範囲に利用されているほか、優れた自然景観、身近な水辺環境を構成する上で重要な要素であり、その水質については極めて高い関心が払われている。

表2-4-1 主要河川水系

水系名	主要河川名	河川数	延長(km)	類型指定河川数	類型指定河川延長(km)
木曽川	木曽川、長良川、揖斐川	298	2,351	50	1,314
庄内川	庄内川(土岐川)	35	178	5	95
矢作川	矢作川	22	108	4	52
神通川	神通川(宮川)	48	479	7	251
庄川	庄川	32	199	1	48
九頭竜川	石徹白川	2	9	0	0
合計		437	3,324	67	1,760

備考) 1 県環境管理課、河川課調べ

2 河川数及び延長は一級河川のみである。

(2) 水質汚濁に係る環境基準<環境管理課>

ア 環境基準の水域類型の指定

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域における水質汚濁に関する環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものである（資料10）。

本県における生活環境の保全に係る環境基準の水域類型については、昭和45年9月に木曽川本川を指定して以来、主要な河川や水質汚濁が進行するおそれのある河川等について調査を行い、指定の必要性を検討した上で順次指定を行うとともに、水質改善施策の推進に伴い、水質改善がみられた水域等については、その見直しを行ってきた。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型については、県内では初めて平成21年度に国が木曽川、長良川、揖斐川の3本川7水域について指定した。

県では平成23年度から平成28年度に他の主要河川について順次調査を実施し、48河川7水域について類型を指定した。湖沼については、横山ダム貯水池、境川ダム貯水池に続き、令和3年4月1日に徳山ダムが類型指定された（資料27）。

イ 公用用水域及び地下水の監視測定

公用用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視については、「水質汚濁防止法」第16条の規定により、水質測定計画を毎年作成し、これに基づいて水質の測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めている。

令和6年度において、公用用水域については、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川を中心に、123地点でカドミウム、シアン等の健康項目及びpH、BOD等の生活環境項目等の水質測定を行った。

また、木曽川、長良川及び揖斐川水域の6地点では、表2-4-2に示す管理機関が自動測定を行った。

このほか、3河川の3地点においてPCB等の底質調査を実施し、汚濁状況の把握に努めた（資料25）。

地下水については、70地点の井戸において、環境基準項目の水質調査を実施するとともに、64地点の井戸にお

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関する実施した施策

いてモニタリング調査、2地点の井戸において汚染井戸周辺地区調査（過去判明分）を実施し、汚濁状況の把握に努めた（資料26）。

表2-4-2 水質自動測定所の設置状況

(令和7年3月末現在)

河川名	測定所等名	設置場所	設置年度	管 理 機 関	測 定 項 目
木曽川	国土交通省木曽川橋水質自動監視所	羽島郡笠松町長池	昭和46	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、電気伝導度、COD
長良川	国土交通省大藪大橋水質自動監視所	羽島市堀津町	平成5	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、電気伝導度、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省南濃大橋水質自動監視所	羽島市桑原町東方	昭和45	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、電気伝導度、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省東海大橋水質自動監視所	海津市海津町大和田	平成5	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、電気伝導度、COD、クロロフィルa
	国土交通省長良川大橋水質自動監視所	愛知県愛西市立田町	平成6	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、電気伝導度、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
揖斐川	国土交通省海津水質自動監視計	海津市海津町西小島	昭和47	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、電気伝導度、COD、塩化物イオン

備考) 県環境管理課調べ

ウ 水環境の概況

県内の公共用水域及び地下水の水環境の状況を把握するため、令和6年度は、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川（資料27）を中心に、70河川において水質調査123地点、底質調査3地点、湖沼において水質調査を4地点で実施した（表2-4-3、図2-4-1）。

表2-4-3 公共用水域の水質測定地点数と実施機関

○河川

(令和6年度)

水 域 名	河川数	測 定 地 点 数	実施機関			
			水質調査		底質調査（注）	
			岐阜県	中部地整	岐阜市	岐阜市
木 曽 川	15	32	28	4		
長 良 川	26	42	14	7	21	3
揖 斐 川	12	20	12	8		
庄内川（土岐川）	5	9	7	2		
神通川（宮川）	7	11	11			
矢 作 川	4	6	5	1		
庄 川	1	3	3			
計	70	123	80	22	21	3

注) 底質調査は水質調査と同じ地点で実施

○湖沼

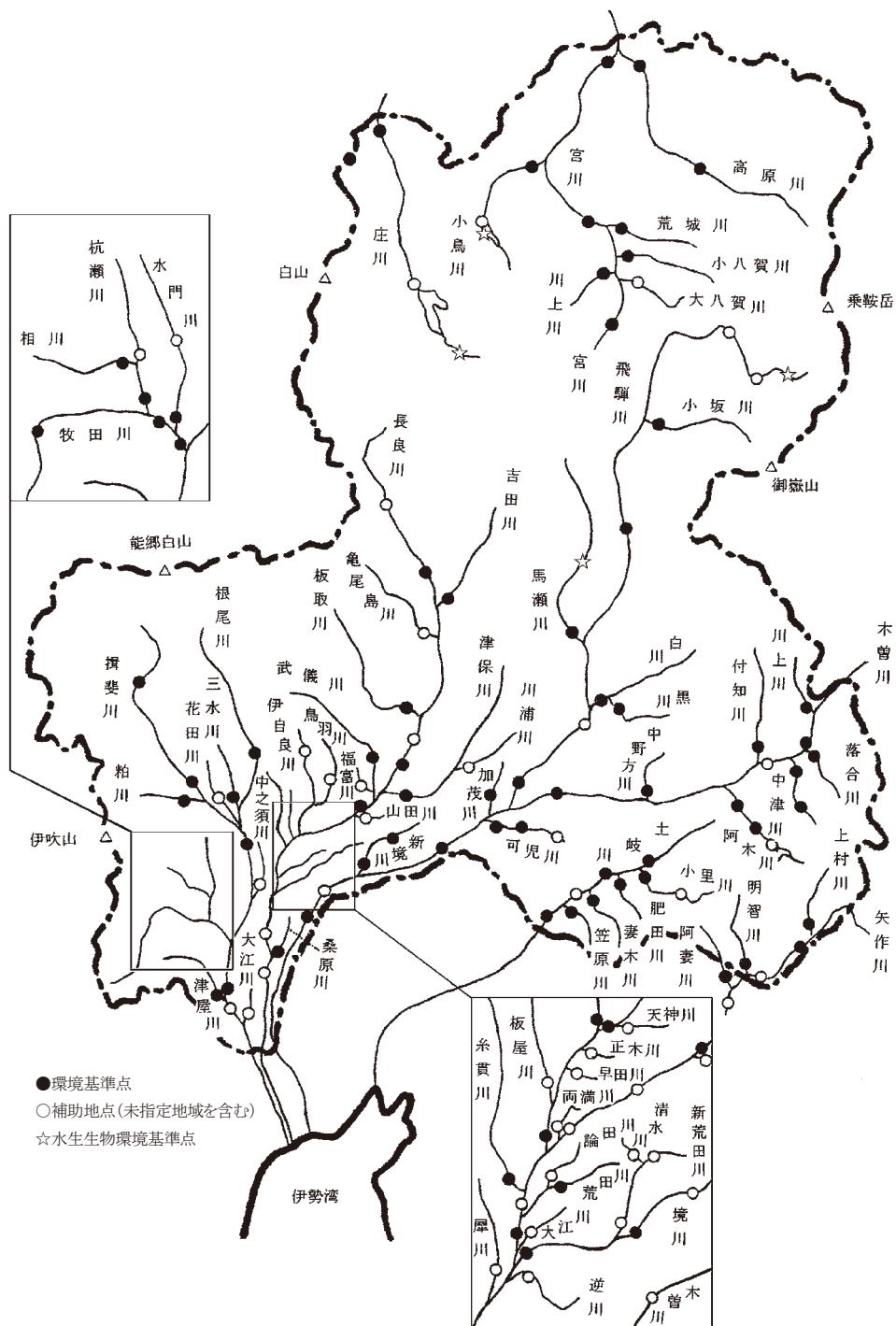
(令和6年度)

水 域 名	測 定 地 点 数	実施機関		
		水質調査		
		岐阜県	中部地整	富山県
横山ダム貯水池（奥いび湖）	1		1	
境川ダム貯水池（桂湖）	2			2
徳山ダム貯水池	1	1		
計	4	1	1	2

備考) 1 県環境管理課調べ

2 中部地整：国土交通省中部地方整備局

図2-4-1 公用用水域の水質調査地点（令和6年度）



備考) 県環境管理課調べ

エ 河川水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について設けられている（資料10）。

○ 健康項目

人の健康の保護に関する項目についての環境基準は、カドミウム等の重金属、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物、シマジン等の農薬など全部で27項目について、全水域に一律に適用される基準値が定められている（ふつ素、ほう素については、海域には適用しない）。

令和6年度は、87地点において採水し分析した結果、すべての地点が環境基準に適合していた（表2-4-4）。

表2-4-4 健康項目の環境基準の適合状況(河川)

(令和6年度)

項目	検体数等	岐阜県			全国(R5年度)		
		調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)	調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)
カドミウム	59	0	0	0	2,978	3	0.10
全シアン	58	0	0	0	2,663	0	0
鉛	74	0	0	0	3,111	4	0.13
六価クロム	62	0	0	0	2,713	0	0
砒素	76	0	0	0	3,103	23	0.74
総水銀	55	0	0	0	2,822	0	0
アルキル水銀	1	0	0	536		0	0
P-C-B	58	0	0	1,811		0	0
ジクロロメタン	63	0	0	2,602		0	0
四塩化炭素	63	0	0	2,564		0	0
1,2-ジクロロエタン	63	0	0	2,578		1	0.04
1,1-ジクロロエチレン	63	0	0	2,588		0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	63	0	0	2,588		0	0
1,1,1-トリクロロエタン	63	0	0	2,606		0	0
1,1,2-トリクロロエタン	63	0	0	2,592		0	0
トリクロロエチレン	63	0	0	2,637		0	0
テトラクロロエチレン	63	0	0	2,637		0	0
1,3-ジクロロプロパン	59	0	0	2,593		0	0
チウラム	59	0	0	2,534		0	0
シマジン	59	0	0	2,577		0	0
チオベンカルブ	59	0	0	2,568		0	0
ベニゼン	60	0	0	2,559		0	0
セレン	59	0	0	2,578		0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	64	0	0	3,078		4	0.13
ふつ素	61	0	0	2,591		17	0.66
ほう素	58	0	0	2,456		1	0.04
1,4-ジオキサン	60	0	0	2,507		0	0
全体	87	0	0	3,814		51	1.34

備考) 県環境管理課調べ

○ 生活環境項目

・環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域にAAからEまでの類型を指定し、類型ごとにpH(水素イオン濃度)、DO(溶存酸素量)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)及び大腸菌数の5項目についての基準値が定められている。

令和6年度は、木曽川等7本川44支川の水域類型を指定している70の水域を中心に123地点で水質測定を実施した。このうち、水域類型を指定している102地点におけるBOD等5項目に関する延べ4,613検体の環境基準に対する適合率は、表2-4-5のとおり全体の97.9%であった。

表2-4-5 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況(河川) (令和6年度)

区分	年度	AA		A		B		C		計	
		環境基準適合数※1	適合率(%)								
		総検体数※2		総検体数※2		総検体数※2		総検体数※2		総検体数※2	
pH	R5	271	100.0	490	100.0	166	98.8	183	99.5	1,110	99.7
		271		490		168		184		1,113	
	R6	285	99.3	488	99.8	165	98.2	182	98.9	1,120	99.3
		287		489		168		184		1,128	
DO	R5	270	99.6	480	98.0	168	100.0	183	99.5	1,101	98.9
		271		490		168		184		1,113	
	R6	290	97.3	479	98.0	168	100.0	183	99.5	1,120	98.3
		298		489		168		184		1,139	
BOD	R5	261	97.4	488	99.6	163	97.0	178	96.7	1,090	98.2
		268		490		168		184		1,110	
	R6	279	97.2	488	99.8	166	98.8	174	94.6	1,107	98.1
		287		489		168		184		1,128	
SS	R5	271	100.0	488	99.6	166	98.8	183	99.5	1,108	99.6
		271		490		168		184		1,113	
	R6	286	99.7	485	99.2	167	99.4	183	99.5	1,121	99.4
		287		489		168		184		1,128	
大腸菌数	R5	5	19.2	34	72.3	14	87.5	—	—	53	59.6
		26		47		16		—		89	
	R6	5	18.5	34	72.3	11	68.8	—	—	50	55.6
		27		47		16		—		90	
計	R5	1,078	97.4	1,980	98.7	677	98.4	727	98.8	4,462	98.3
		1,107		2,007		688		736		4,538	
	R6	1,145	96.5	1,974	98.6	677	98.4	722	98.1	4,518	97.9
		1,186		2,003		688		736		4,613	

備考) 県環境管理課調べ

※1 大腸菌数においては、「環境基準適合地点数」と読み替える

※2 大腸菌数においては、「測定地点数」と読み替える

・BODの環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるBODについて、水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

【BOD】

BODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データを、小さいものから順に並べ0.75×n番目（nはデータ数）のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、表2-4-6及び表2-4-7のとおり、令和6年度におけるBODの達成率は98.6%となってい

表2-4-6 BODの水域類型別の環境基準の達成状況

類型 (ランク)	基準値 (mg/L)	令和4年度		令和5年度		令和6年度		全国河川の 達成率 (R5年度)
		達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	
AA	1以下	19 20	95.0%	20 20	100.0%	20 20	100.0%	94.9%
A	2以下	27 27	100.0%	27 27	100.0%	27 27	100.0%	93.5%
B	3以下	11 11	100.0%	10 11	90.9%	11 11	100.0%	93.2%
C	5以下	10 11	90.9%	10 11	90.9%	10 11	90.9%	93.0%
D	8以下	—	—	—	—	—	—	100.0%
E	10以下	—	—	—	—	—	—	95.0%
計		67 69	97.1%	67 69	97.1%	68 69	98.6%	93.8%

備考) 県環境管理課調べ

表2-4-7 BODの水域別の環境基準の達成状況(河川)

区分	水域名	木曽川	長良川	揖斐川	庄内川 (土岐川)	矢作川	神通川 (宮川)	庄川	計
令和 5年度	達成水域数	22	14	12	6	4	8	1	67
	総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	達成率	100.0%	93.3%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.1%
	未達成水域名	—	糸貫川 C	津屋川 B	—	—	—	—	—
令和 6年度	達成水域数	22	14	13	6	4	8	1	68
	総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	達成率	100.0%	93.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.6%
	未達成水域名	—	糸貫川 C	—	—	—	—	—	—

備考) 県環境管理課調べ

○ 水生生物保全に係る環境基準の達成率

水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の生息状況等により、水域ごとに生物A、生物特A、生物B及び生物特Bの4つの類型を指定し、類型ごとに全亜鉛等の3項目についての基準値が定められている。

令和6年度は、木曽川等7本川44支川の水域類型を指定している62水域のうち、60水域85地点で水質測定を実施した。水生生物保全に係る環境基準の達成の適否は、環境基準地点ごとにすべての項目について、年間平均値が環境基準を満足するか否かで判定するが、令和6年度の達成率は98.3%であった(表2-4-8)。

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

表2-4-8 水域別生物類型別の水生生物保全に係る環境基準の達成状況（河川）

区分	年度	生物A		生物特A		生物B		生物特B		計	
		達成水域数	達成率 (%)								
		総水域数		総水域数		総水域数		総水域数		総水域数	
木曽川	R5	9	100.0	5	100.0	4	100.0	0	—	18	100.0
		9		5		4		0		18	
	R6	9	100.0	5	100.0	4	100.0	0	—	18	100.0
		9		5		4		0		18	
長良川	R5	4	100.0	1	100.0	7	100.0	0	—	12	100.0
		4		1		7		0		12	
	R6	4	100.0	1	100.0	6	85.7	0	—	11	91.7
		4		1		7		0		12	
揖斐川	R5	4	100.0	0	—	7	100.0	0	—	11	100.0
		4		0		7		0		11	
	R6	4	100.0	0	—	7	100.0	0	—	11	100.0
		4		0		7		0		11	
庄内川 (土岐川)	R5	0	—	0	—	5	100.0	0	—	5	100.0
		0		0		5		0		5	
	R6	0	—	0	—	5	100.0	0	—	5	100.0
		0		0		5		0		5	
矢作川	R5	4	100.0	0	—	0	—	0	—	4	100.0
		4		0		0		0		4	
	R6	4	100.0	0	—	0	—	0	—	4	100.0
		4		0		0		0		4	
神通川 (宮川)	R5	3	100.0	5	100.0	0	—	0	—	8	100.0
		3		5		0		0		8	
	R6	3	100.0	5	100.0	0	—	0	—	8	100.0
		3		5		0		0		8	
庄川	R5	1	100.0	1	100.0	0	—	0	—	2	100.0
		1		1		0		0		2	
	R6	1	100.0	1	100.0	0	—	0	—	2	100.0
		1		1		0		0		2	
計	R5	25	100.0	12	100.0	23	100.0	0	—	60	100.0
		25		12		23		0		60	
	R6	25	100.0	12	100.0	22	95.7	0	—	59	98.3
		25		12		23		0		60	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 総水域数は、調査を実施した水域数を指す。

・底質調査

3河川の3地点において、令和6年度に調査を実施した結果は、令和5年度と同程度であり、特に問題となる数値はみられなかった（資料25）。

才 湖沼水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、河川と同様、健康項目と生活環境項目について設けられている（資料10）。

○ 健康項目

令和6年度は、27項目について3地点で採水し分析した結果、すべての地点で、環境基準を達成した（表2-4-9）。

表2-4-9 健康項目の環境基準の適合状況（湖沼）(令和6年度)

項目	検体数等	岐 阜 県			全国 (R5年度)		
		調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)	調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)
カ ド ミ ウ ム	3	0	0	0	247	0	0
全 シ ア ン	3	0	0	0	223	0	0
鉛	3	0	0	0	250	0	0
六 倍 ク ロ ム	3	0	0	0	227	0	0
砒 素	3	0	0	0	254	3	1.18
総 水 銀	3	0	0	0	237	0	0
アルキル水銀	1	0	0	0	60	0	0
P C B	2	0	0	0	157	0	0
ジクロロメタン	2	0	0	0	206	0	0
四 塩 化 炭 素	2	0	0	0	206	0	0
1, 2-ジクロロエタン	2	0	0	0	206	0	0
1, 1-ジクロロエチレン	2	0	0	0	207	0	0
シス-1, 2-ジクロロエチレン	2	0	0	0	207	0	0
1, 1, 1-トリクロロエタン	2	0	0	0	213	0	0
1, 1, 2-トリクロロエタン	2	0	0	0	207	0	0
トリクロロエチレン	2	0	0	0	217	0	0
テトラクロロエチレン	2	0	0	0	217	0	0
1, 3-ジクロロプロパン	2	0	0	0	212	0	0
チウラム	3	0	0	0	210	0	0
シマジン	3	0	0	0	213	0	0
チオベンカルブ	3	0	0	0	213	0	0
ベンゼン	2	0	0	0	208	0	0
セレン	3	0	0	0	205	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	0	0	0	389	0	0
ふつ素	2	0	0	0	232	0	0
ほう素	2	0	0	0	215	0	0
1, 4-ジオキサン	3	0	0	0	215	0	0
全 体	3	0	0	0	418	3	0.72

備考) 県環境管理課調べ

○ 生活環境項目

・環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、湖沼の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域に

AAからCまでの類型を指定し、類型ごとにpH、DO、COD、SS及び大腸菌数の5項目について基準値が定められている。また、同様に各水域にIからVまでの類型を指定し、類型ごとに全窒素、全燐の2項目について基準値が定められている。

令和6年度は、水域類型を指定している4地点で水質測定を実施したところ、COD等5項目に関する延べ316検体の環境基準に対する適合率が、表2-4-10のとおり全体の94.0%であり、全燐についての適合率は100%であった。なお、全窒素については、本県の4地点には環境基準は適用されていない。

表2-4-10 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況（湖沼）

区分	年度	A	
		環境基準適合数※1	適合率(%)
		総検体数※2	
p H	R5	51	94.4
		54	
	R6	76	97.4
		78	
D O	R5	45	83.3
		54	
	R6	62	79.5
		78	
COD	R5	54	100.0
		54	
	R6	78	100.0
		78	
S S	R5	52	96.3
		54	
	R6	77	98.7
		78	
大腸菌数	R5	4	100.0
		4	
	R6	4	100.0
		4	
計	R5	206	93.6
		220	
	R6	297	94.0
		316	

備考) 県環境管理課調べ

区分	年度	II		III		計	
		環境基準適合数	適合率(%)	環境基準適合数	適合率(%)	環境基準適合数	適合率(%)
		総検体数		総検体数		総検体数	
全燐	R5	16	100.0	12	100.0	28	100.0
		16		12		28	
	R6	16	100.0	12	100.0	28	100.0
		16		12		28	

備考) 県環境管理課調べ

※1 大腸菌数においては、「環境基準適合地点数」と読み替える

※2 大腸菌数においては、「測定地点数」と読み替える

・ COD等環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるCOD及び全燐について水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

【COD】

CODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成・維持していた。

【全燐】

全燐の環境基準達成の適否は、平均値評価（日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによ

る評価)で判定するが、すべての水域で環境基準を達成していた。

力 地下水質調査

概況調査は、県内を2～5kmメッシュで区切り、70メッシュの中から調査地点を1地点選定するメッシュ方式により実施した。

この結果、ふつ素が1地点(高山市)において環境基準を超過した。

キ 各水域の状況

河川の代表的な汚濁指標であるBODについて水域別にみた状況は、次のとおりである。

○ 木曽川水域(表2-4-11、図2-4-2)

・本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しており、全水域において環境基準を達成した。下流の起地点(羽島市)においても0.9mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

すべての水域で環境基準を達成した。

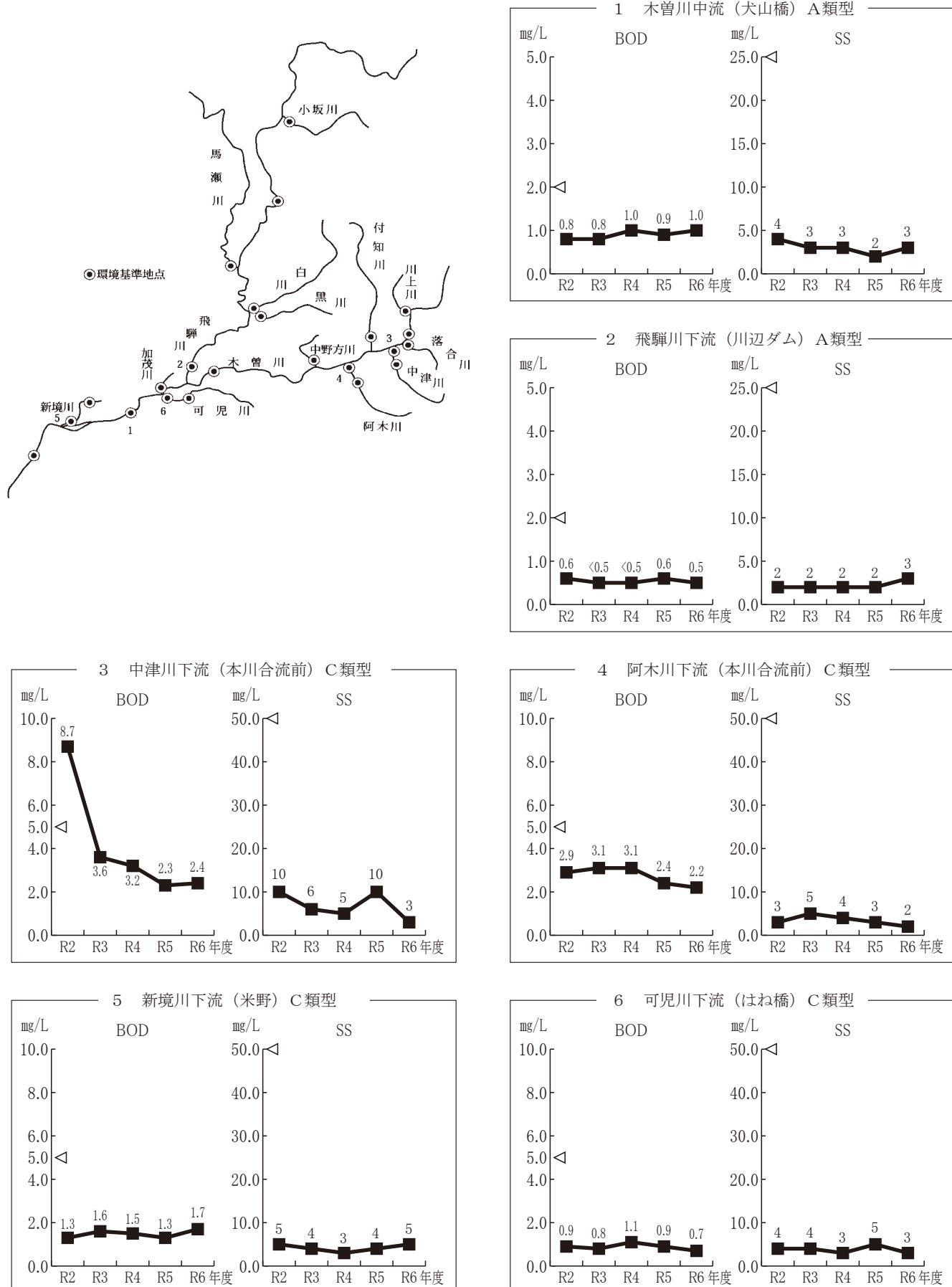
表2-4-11 木曽川水域の環境基準(BOD)の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度				
			75%評価		75%値	75%評価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本川	木曽川上流	落合ダム	AA (1)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.6
	木曽川中流	兼山ダム	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
		犬山橋	A (2)	0/12	○	0.9	0/12	○	1
支川	木曽川下流	起	A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.9
	飛騨川上流	東上田	AA (1)	0/11	○	0.7	1/12	○	0.7
	飛騨川下流	川辺ダム	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.5
	川上川	本川合流前	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	0.5
	落合川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.5
	中津川上流	中川橋	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	中津川下流	本川合流前	C (5)	0/12	○	2.3	1/12	○	2.4
	付知川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.5
	阿木川上流	恵那大橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.6
	阿木川下流	本川合流前	C (5)	0/12	○	2.4	0/12	○	2.2
	中野方川	巴橋	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.5
	可児川上流	鳥屋場橋	B (3)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.9
	可児川下流	はね橋	C (5)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.7
	加茂川	本川合流前	B (3)	0/12	○	0.8	0/12	○	0.9
	新境川上流	東泉橋	B (3)	0/12	○	1.2	0/12	○	1.8
	新境川下流	米野	C (5)	0/12	○	1.3	0/12	○	1.7
	小坂川	古子橋	AA (1)	0/11	○	<0.5	0/12	○	0.6
	馬瀬川	飛騨川合流前	AA (1)	0/11	○	0.8	0/12	○	0.9
	白川	飛騨川合流前	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	黒川	岩穴橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-2 木曽川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ

2 ◇は環境基準値を示す。

○ 長良川水域（表2-4-12、図2-4-3）

・本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の長良大橋地点においても0.7mg/Lと良好な水質を保持している。

また、長良川水域の県内最下流地点である東海大橋地点（補助地点）においても、0.6mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

C類型に水域類型を指定している糸貫川において、環境基準を超過したが、それ以外の水域においては環境基準を達成した。

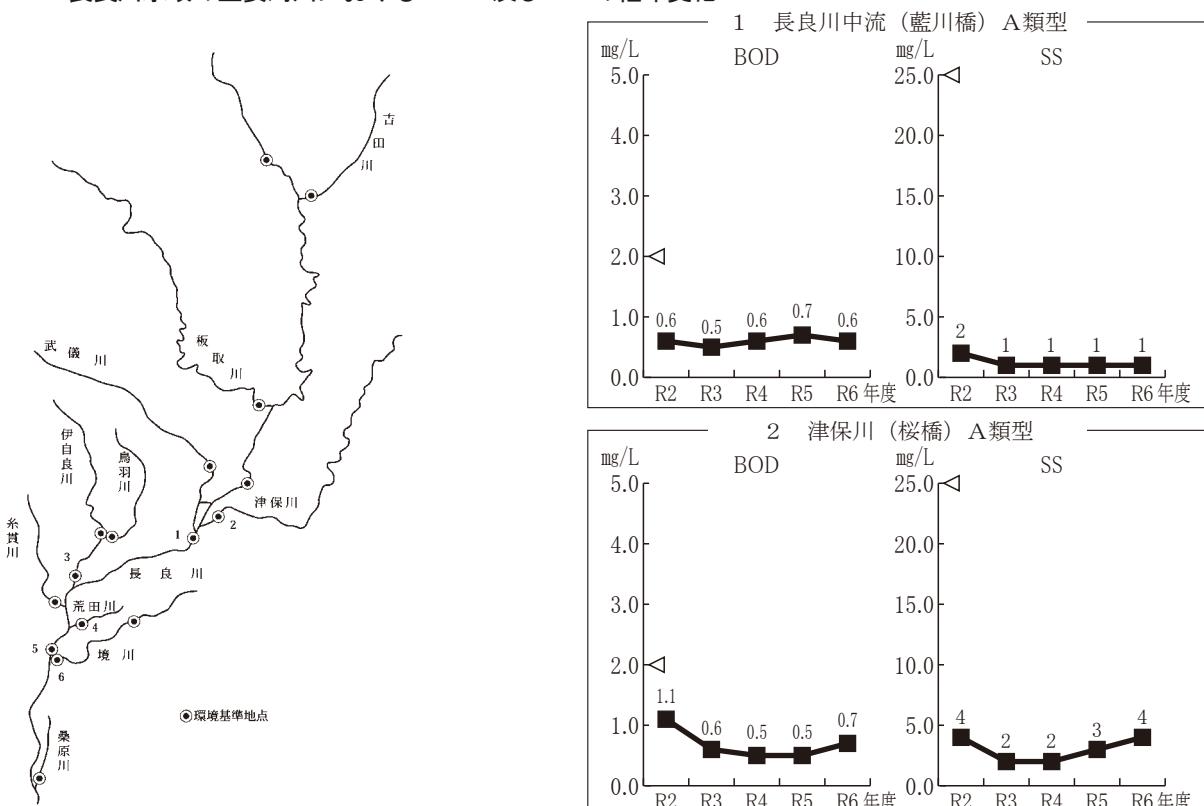
表2-4-12 長良川水域の環境基準（BOD）の達成状況

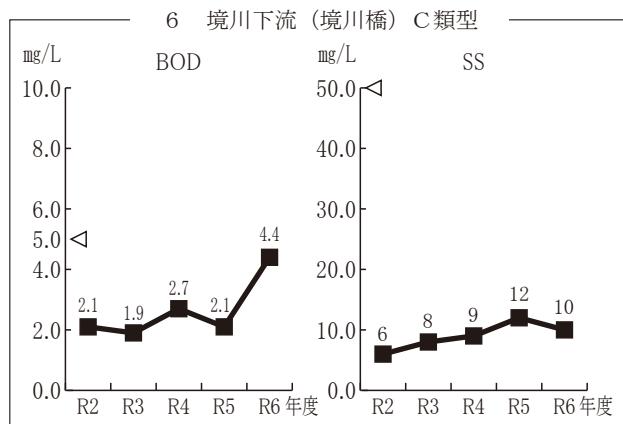
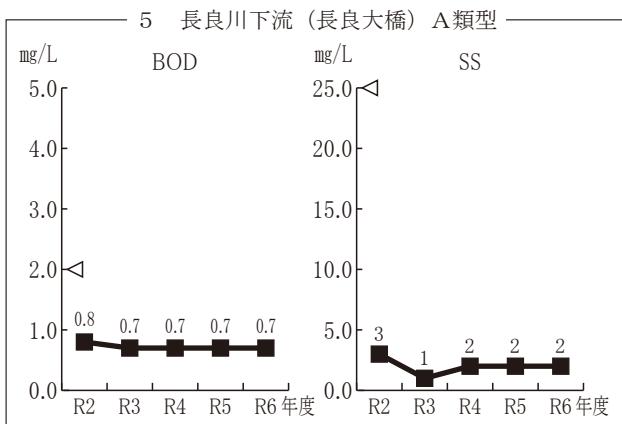
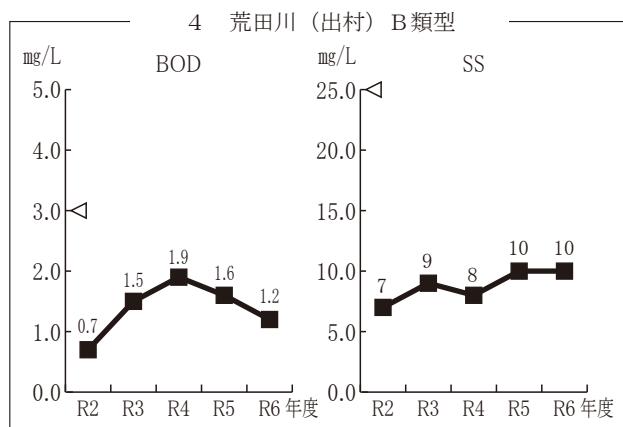
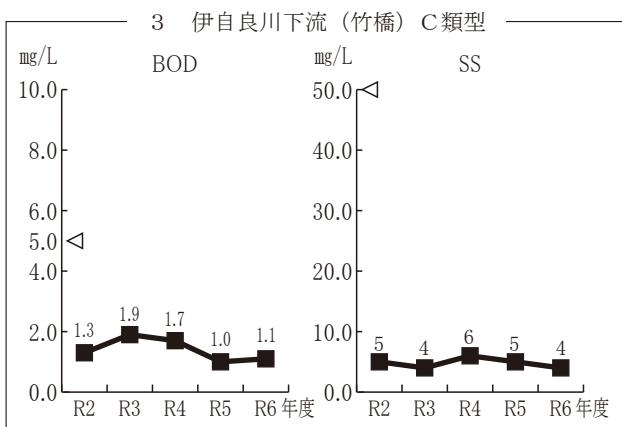
水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度	
			75%評価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y
本川	長良川上流 和合橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12
	鮎之瀬橋	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12
	藍川橋	A (2)	0/12	○	0.7	0/12
支川	長良川下流 長良大橋	A (2)	0/12	○	0.7	0/12
	吉田川 小野橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12
	板取川 長瀬橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12
支川	武儀川 南武芸橋	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12
	津保川 桜橋	A (2)	0/12	○	0.5	0/12
	伊自良川上流 繩船橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/12
支川	伊自良川下流 竹橋	C (5)	0/12	○	1	0/12
	鳥羽川 伊自良川合流前	B (3)	0/12	○	0.6	0/12
	境川上流 東辰新橋	C (5)	0/12	○	1.3	0/12
支川	境川下流 境川橋	C (5)	0/12	○	2.1	2/12
	荒田川 出村	B (3)	1/12	○	1.6	0/12
	糸貫川 苗田橋	C (5)	4/12	×	5.9	4/12
支川	桑原川 本川合流前	C (5)	2/12	○	3.1	2/12

備考) 1 環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-3 長良川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ

2 ◇は環境基準値を示す。

○ 挿斐川水域（表2-4-13、図2-4-4）

・本川

揖斐川(1)、(2)はAA類型、同(3)はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の福岡大橋地点においても0.7mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

すべての水域で環境基準を達成した。

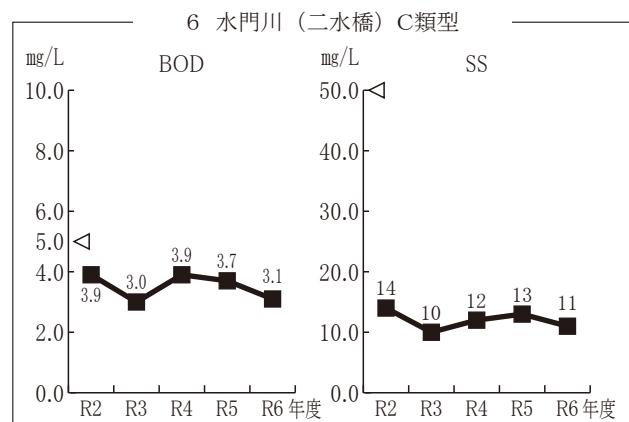
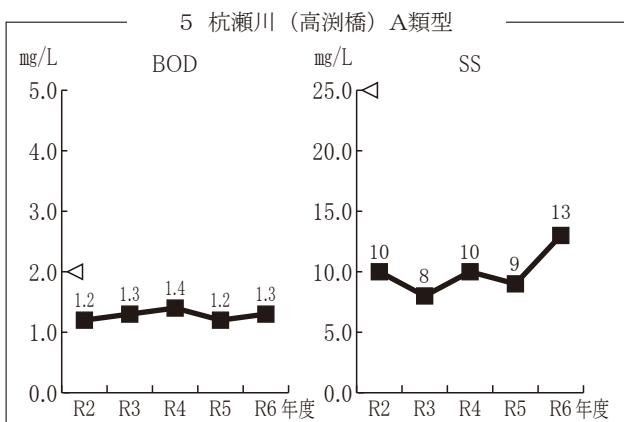
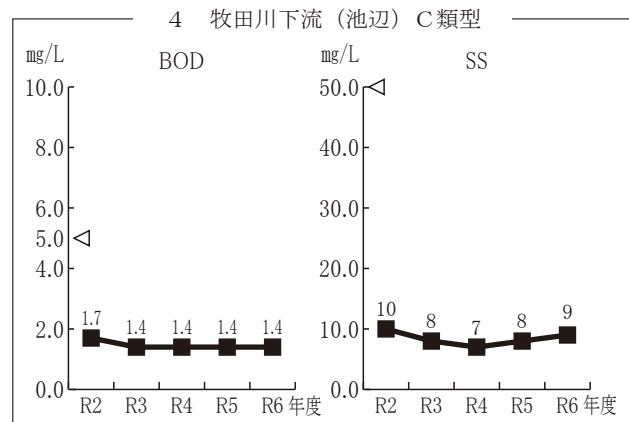
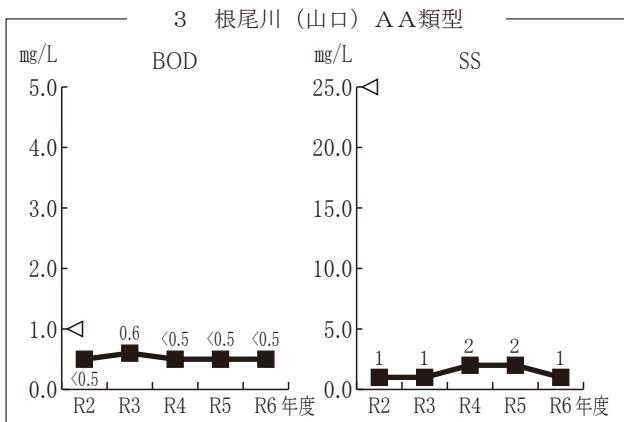
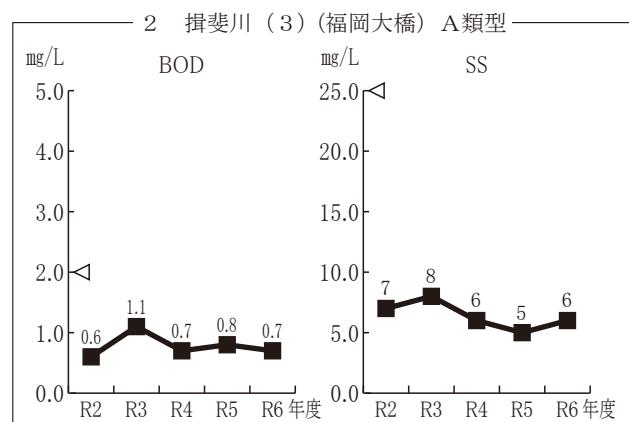
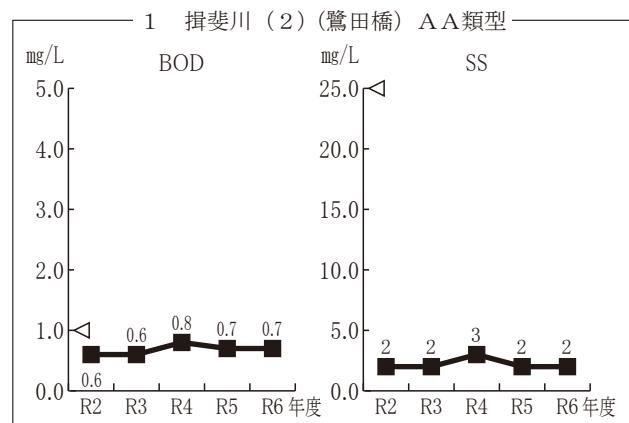
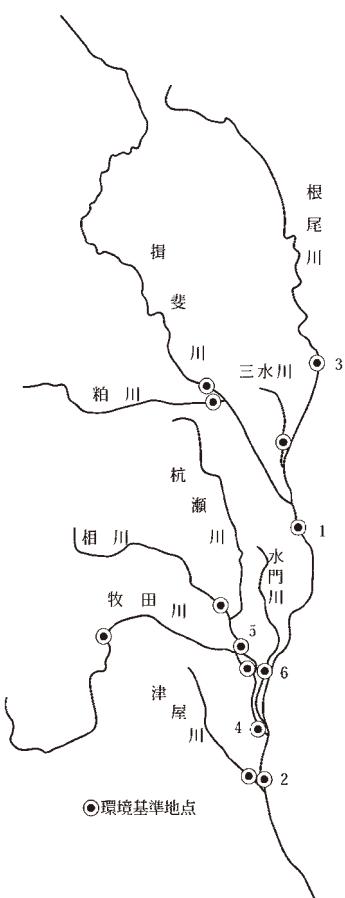
表2-4-13 挿斐川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水域名		測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度	
				75%評価 X/Y	75%値 達成状況 (mg/L)	75%評価 X/Y	75%値 達成状況 (mg/L)
本川	揖斐川（1）	岡島橋	AA (1)	1/12	○	0.7	0/12 ○ 0.6
	揖斐川（2）	鶩田橋	AA (1)	0/12	○	0.7	0/12 ○ 0.7
	揖斐川（3）	福岡大橋	A (2)	0/12	○	0.8	0/12 ○ 0.7
支川	柏川	脛永橋	AA (1)	0/12	○	0.7	0/12 ○ 0.7
	根尾川	山口	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12 ○ <0.5
	三水川	三水川橋	A (2)	0/12	○	0.7	0/12 ○ 0.9
	牧田川上流	一之瀬橋	AA (1)	0/12	○	0.7	0/12 ○ 0.6
	牧田川中流	横曾根橋	A (2)	0/12	○	0.5	0/12 ○ 0.5
	牧田川下流	池辺	C (5)	0/12	○	1.4	0/12 ○ 1.4
	杭瀬川	高瀬橋	A (2)	0/12	○	1.2	1/12 ○ 1.3
	相川	綾里	B (3)	0/12	○	1.6	0/12 ○ 1.3
	水門川	二水橋	C (5)	0/12	○	3.7	1/12 ○ 3.1
	津屋川	福岡大橋	B (3)	4/12	×	3.1	2/12 ○ 2.1

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-4 指斐川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 ◇は環境基準値を示す。

○ 庄内川（土岐川）水域（表2-4-14、図2-4-5）

・本川

上流はA類型、中流はB類型の水域類型を指定しているが、両水域はともに環境基準を達成した。

県境付近の天ヶ橋地点においても、1.3mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

すべての水域で環境基準を達成した。

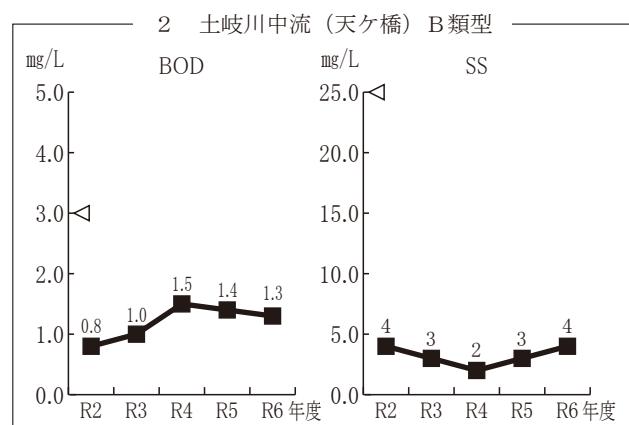
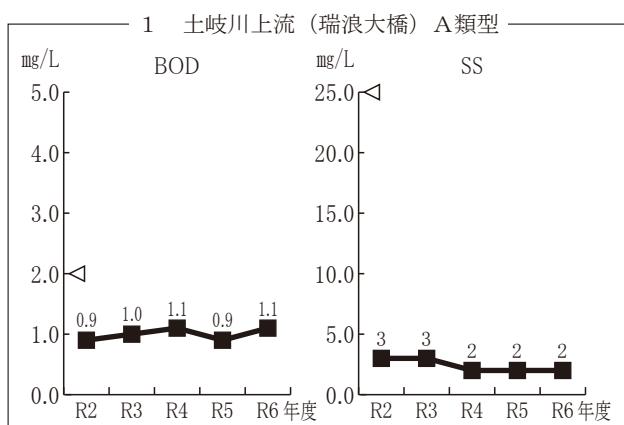
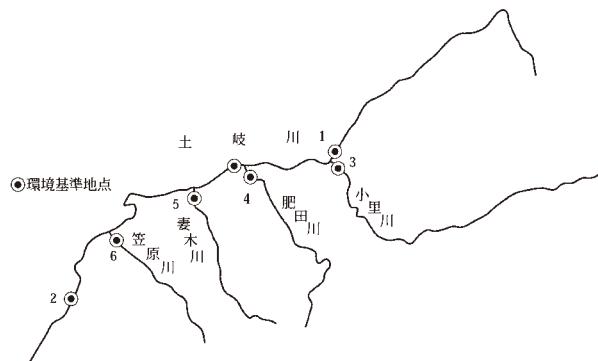
表2-4-14 庄内川（土岐川）水域の環境基準（BOD）の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度	
			75%評価	75%値	75%評価	75%値
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y
本川	土岐川上流	瑞浪大橋	A (2)	0/12	○	0.9
	土岐川中流	三共橋	B (3)	0/12	○	1
		天ヶ橋	B (3)	0/12	○	1.4
支川	小里川	はら子橋	B (3)	0/12	○	0.8
	肥田川	肥田橋	B (3)	0/12	○	0.9
	妻木川	御幸橋	B (3)	0/12	○	1.0
	笠原川	桜橋	A (2)	1/12	○	0.8

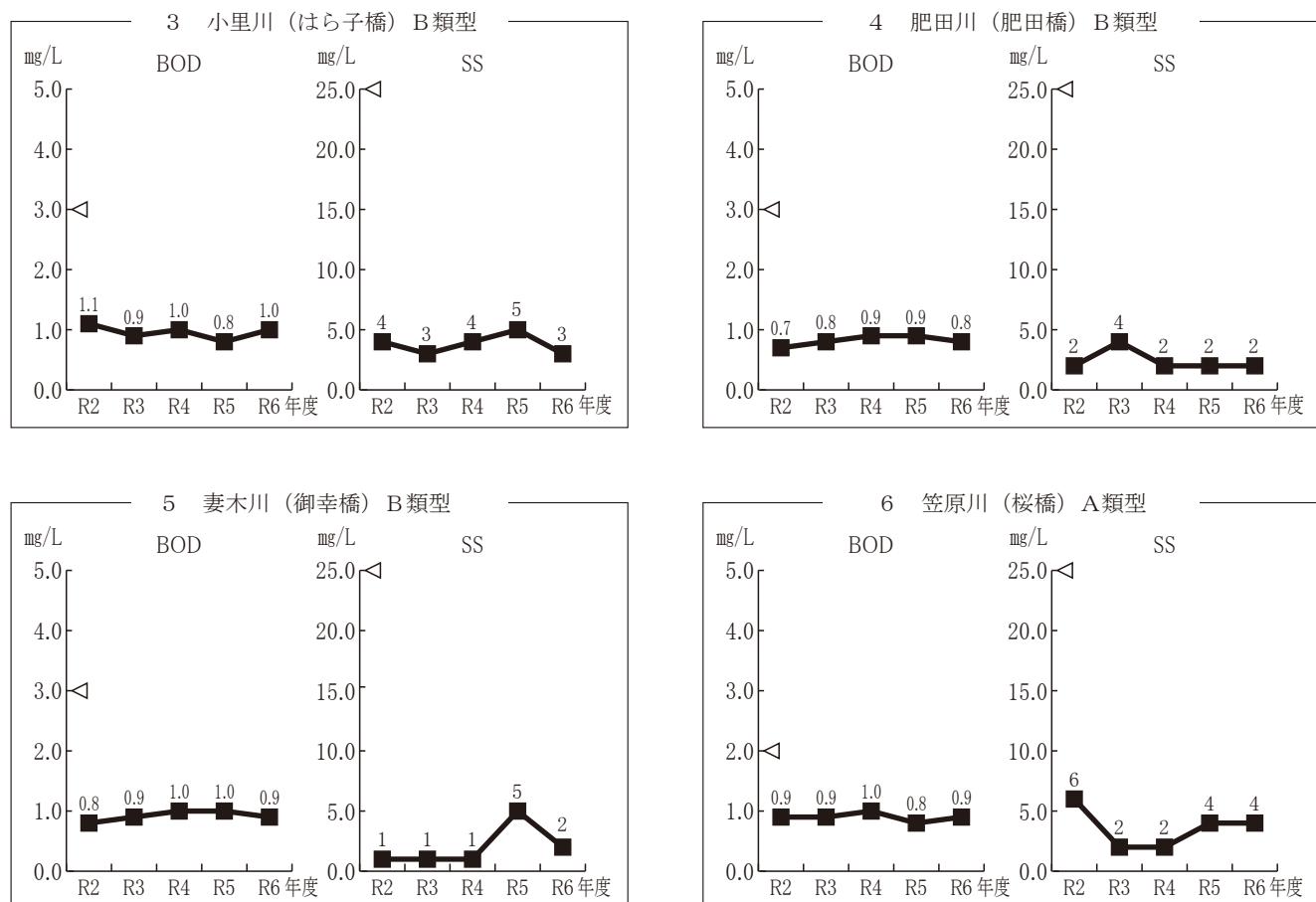
備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-5 庄内川（土岐川）水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策



備考) 1 県環境管理課調べ

2 ◇は環境基準値を示す。

○ 矢作川水域 (表2-4-15、図2-4-6)

- 本川

県内区間はAA類型に指定している。最上流部では0.5mg/Lと環境基準を達成した。

- 支川

すべての水域で環境基準を達成した。

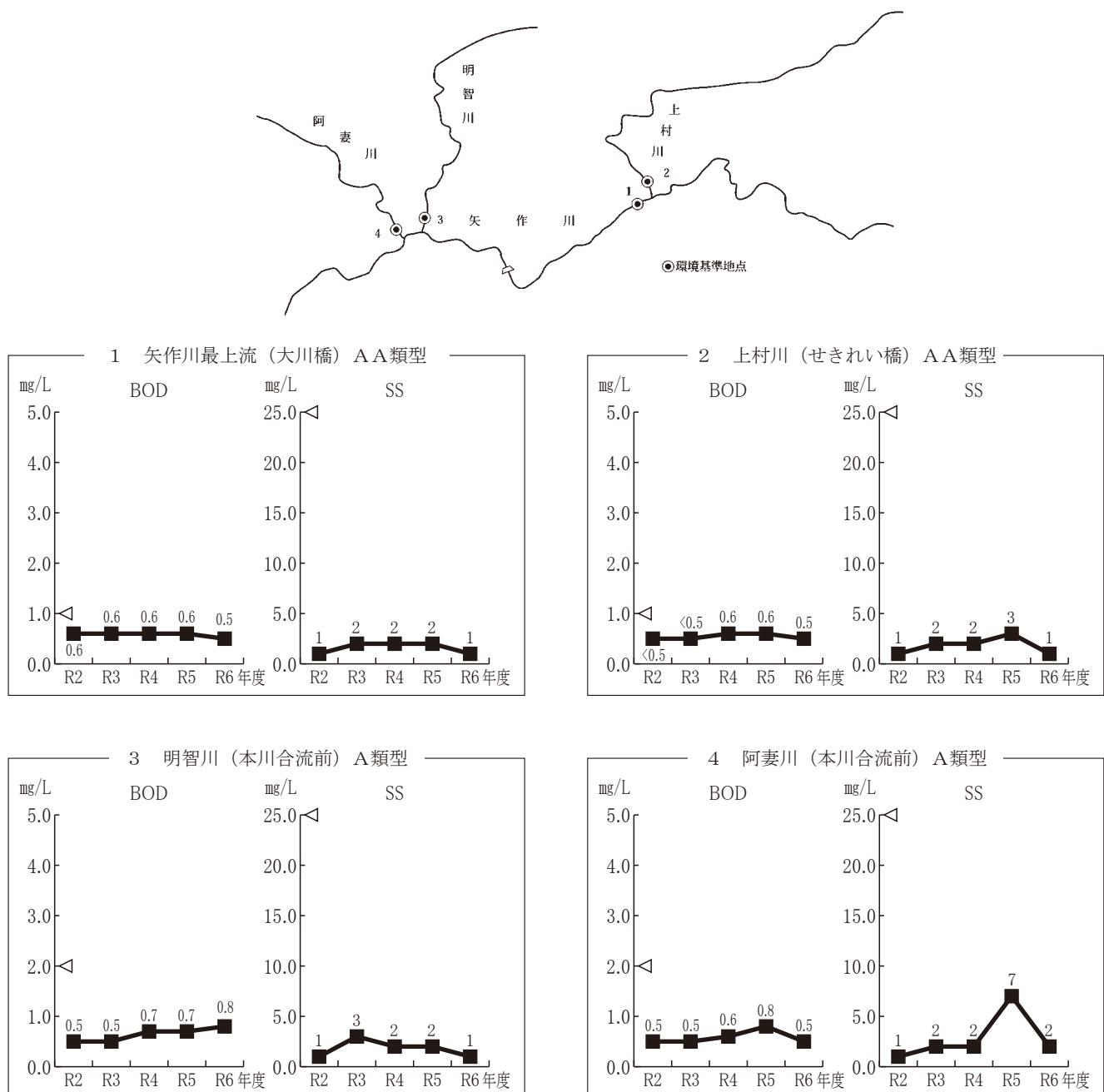
表2-4-15 矢作川水域の環境基準 (BOD) の達成状況

水域名		測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度	
				75%評価		75%値	
				X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y
本川	矢作川最上流	大川橋	AA (1)	2/12	○	0.6	0/12
	上村川	せきれい橋	AA (1)	2/12	○	0.6	0/12
	明智川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.7	0/12
支川	阿妻川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.8	0/12

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-6 矢作川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 ◇は環境基準値を示す。

○ 神通川（宮川）水域（表2-4-16、図2-4-7）

・本川

上流はAA類型、下流はA類型の水域類型を指定しているが、両水域は、ともに環境基準を達成した。

・支川

すべての水域で環境基準を達成した。

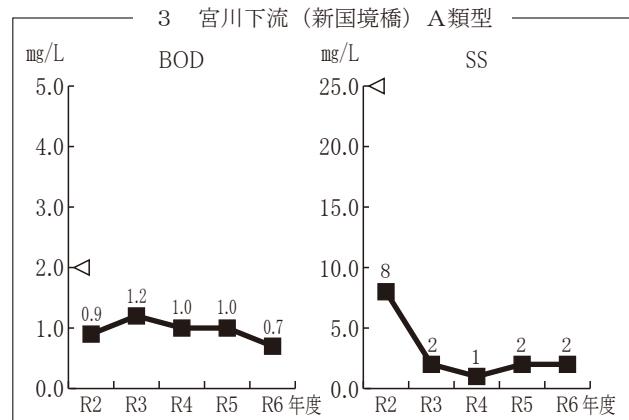
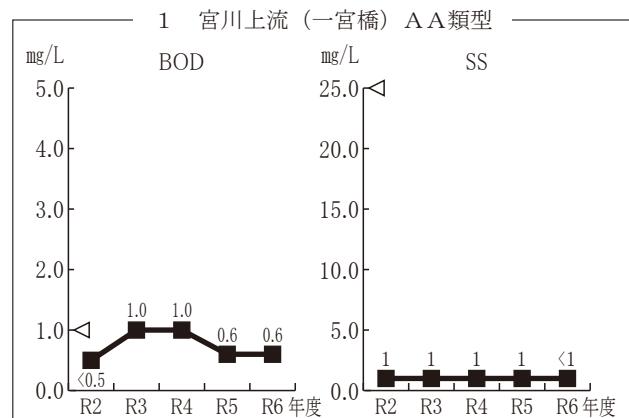
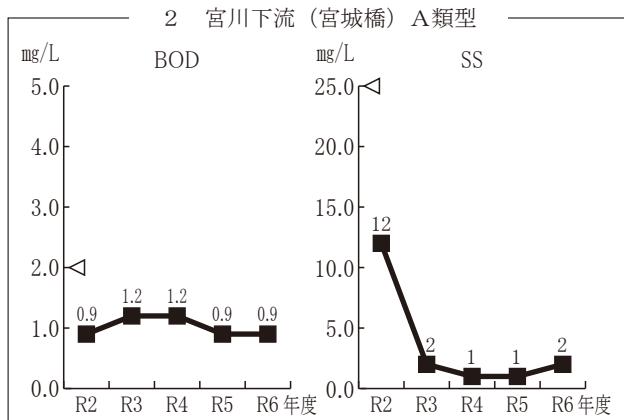
表2-4-16 神通川(宮川)水域の環境基準(BOD)の達成状況

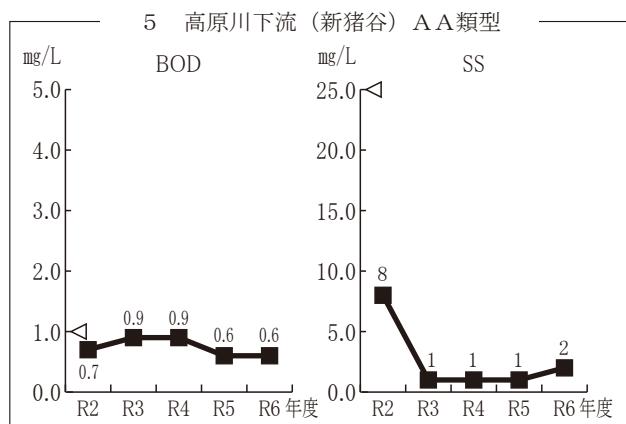
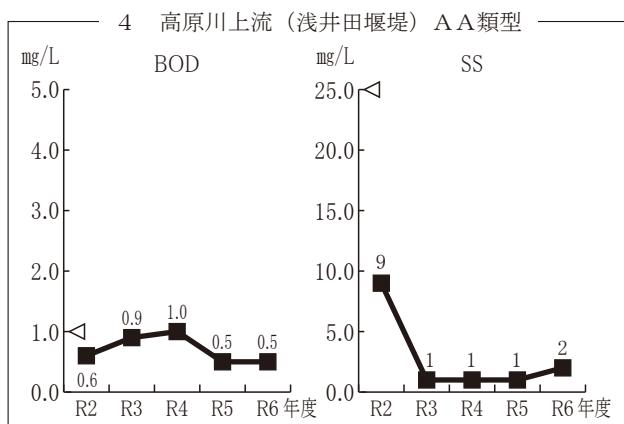
水域名		測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度	
				75%評価		75%値	
				X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y
本川	宮川上流	一宮橋	AA (1)	0/12	○	0.6	0/12
	宮川下流	宮城橋	A (2)	0/12	○	0.9	0/12
		新国境橋	A (2)	0/12	○	1.0	0/12
支川	高原川上流	浅井田堰堤	AA (1)	0/12	○	0.5	0/12
	高原川下流	新猪谷	AA (1)	0/12	○	0.6	0/12
	川上川	宮川合流前	A (2)	0/6	○	1.0	0/6
	小八賀川	宮川合流前	AA (1)	0/12	○	0.6	0/12
	荒城川	宮川合流前	A (2)	0/12	○	0.8	0/12
	小鳥川	宮川合流前	A (2)	0/6	○	0.7	0/6

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-7 神通川(宮川)水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ
2 ◇は環境基準値を示す。

○ 庄川水域（表2-4-17、図2-4-8）

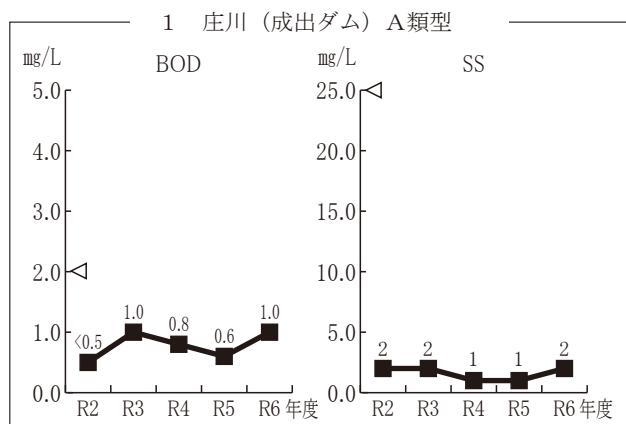
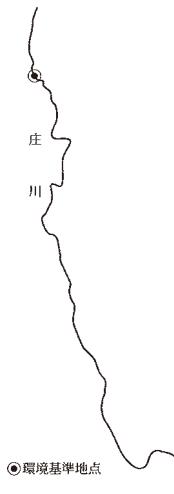
A類型の水域類型を指定しているが、1.0mg/Lと環境基準を達成した。

表2-4-17 庄川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度	
			75%評価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y
本川	庄川	成出ダム	A (2)	0/6	○	0.6
						0/6
						○
						1.0

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-8 庄川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 ◇は環境基準値を示す。

(3) 汚水処理施設整備の促進<下水道課>

地域の環境や河川の水質を保全する上で、生活排水をはじめとする汚水をきれいに（浄化）するための汚水処理施設を整備することは、非常に重要である。

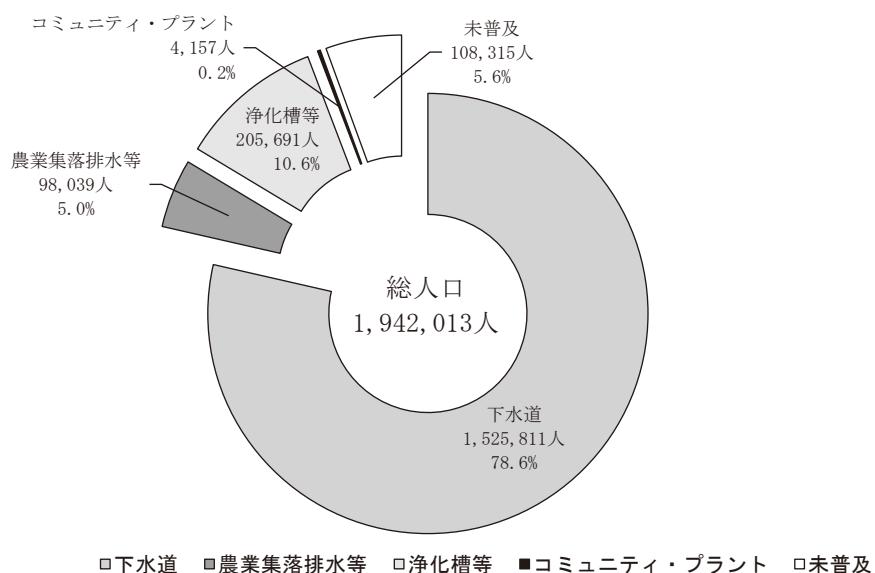
汚水処理施設には、下水道や農業集落排水施設といった集合処理施設と、浄化槽による個別処理施設があるが、これらはそれぞれ異なる特性を有していることから、それらを踏まえつつ、効率的な整備を行っていく必要がある。

このため、効率的な整備手法を示す計画として市町村との協力のもと策定した「岐阜県汚水処理施設整備構想」に基づき、汚水処理施設の整備を進めている。

なお、今後も、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、集合処理と個別処理区域の適切な見直しを行いつつ、汚水処理施設の整備を促進する。

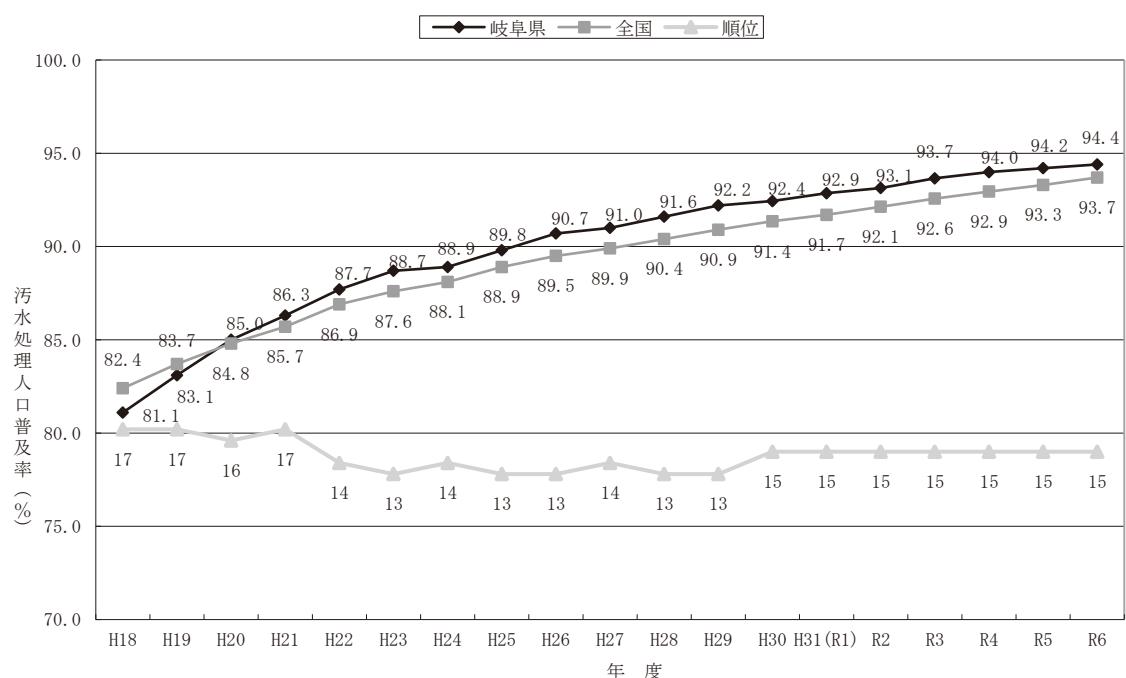
図2-4-9 県内汚水処理人口

(令和6年度)



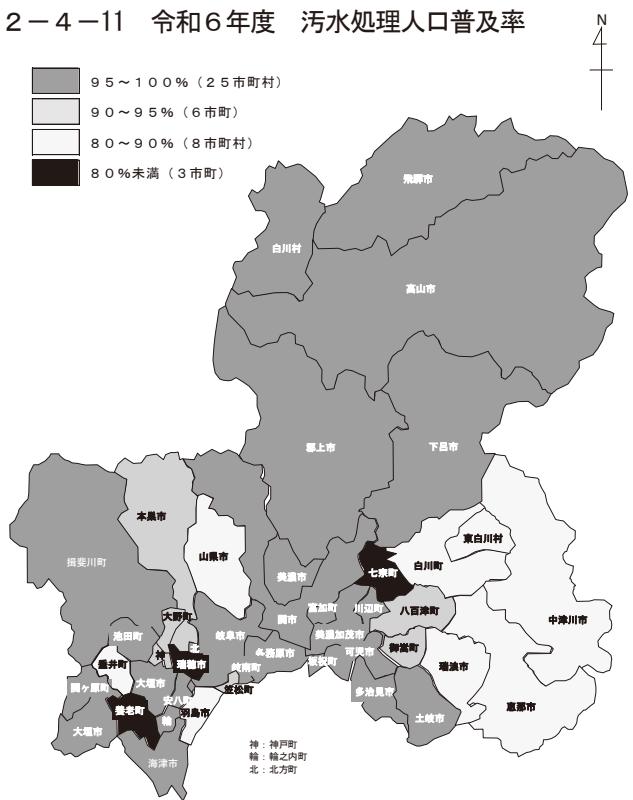
備考) 国公表値をもとに県下水道課作成

図2-4-10 全国と岐阜県の汚水処理人口普及率の推移



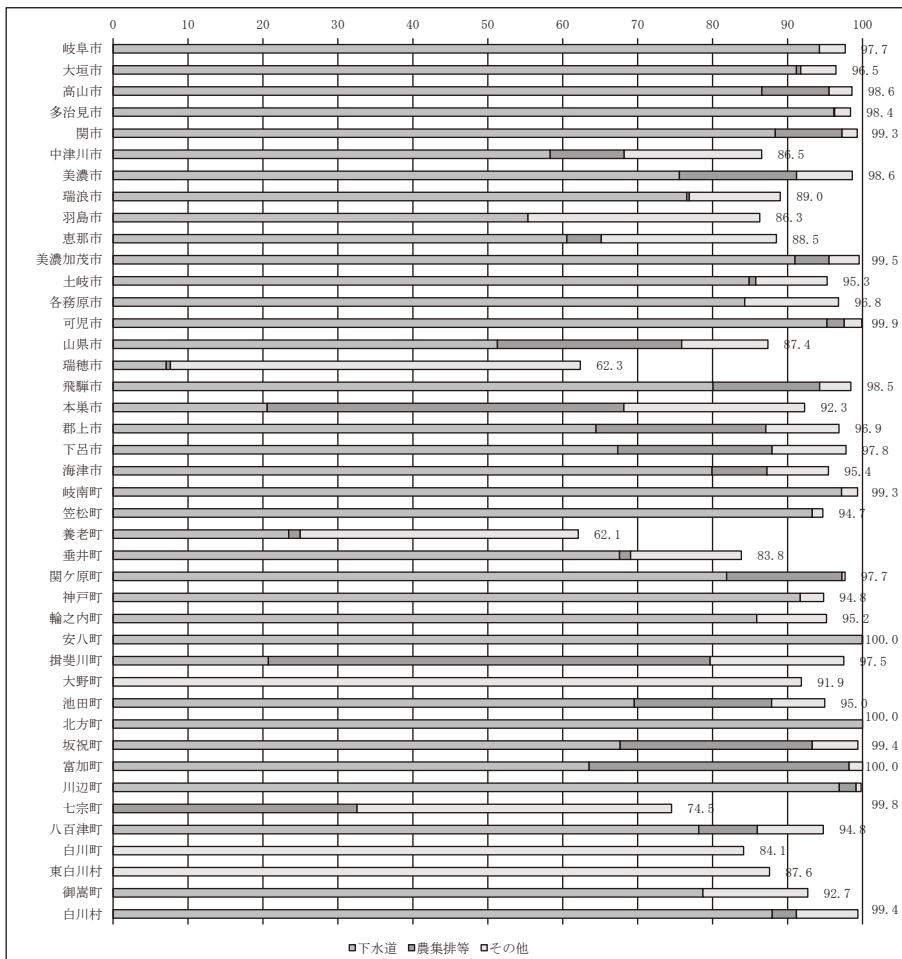
備考) 国公表値をもとに県下水道課作成

図2-4-11 令和6年度 汚水処理人口普及率



備考) 国公表値をもとに県下水道課作成

図2-4-12 令和6年度 市町村別事業別汚水処理人口普及率



備考) 国公表値をもとに県下水道課作成

(4) 水質汚濁による被害<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁は、河川を水源としている水道用水や農業用水又は水産等に少なからず影響を与える。令和6年度の魚類へい死事故及び重油等流出事故の発生件数は、それぞれ26件及び106件、計132件であった(表2-4-18)。

なお、公共用水域における水質汚濁事故の対応は、被害等の拡大防止のために適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

また、事故を未然に防止するため、立入検査や広報により点検整備等の注意を促している。

表2-4-18 魚類へい死及び油流出等事故発生状況

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分				
魚類 へい死	工 業 排 水(件)	1(0)	0(0)	2(0)
	そ の 他(件)	10(7)	11(2)	24(8)
	計 (件)	11(7)	11(2)	26(8)
油 流 出 等	工 場 (件)	14(3)	30(0)	34(5)
	そ の 他(件)	34(24)	38(25)	72(21)
	計 (件)	48(27)	68(25)	106(26)

備考) 1 県環境管理課調べ

2 () 内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

(5) 水質汚濁の発生源の状況<環境管理課>

ア 特定事業場の概要

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設を有する工場・事業場(以下「特定事業場」という。)については、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」により規制を行っている。

「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場の数は、法施行当初の昭和46年度末では2,769件であったが、昭和47年に畜産、昭和49年に試験研究機関及び旅館、昭和51年に中央卸売市場及び浄水場、昭和54年に病院及び一般廃棄物焼却場、昭和56年に冷凍調理食品製造業等8業種、昭和57年に地方卸売市場、昭和63年に飲食店等5業種、平成3年度にトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設並びに201人以上500人以下のし尿浄化槽、平成10年度に廃P C Bの焼却施設等、平成11年度にジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設、平成24年度に1,4-ジオキサンによる界面活性剤製造業の反応施設等がそれぞれ追加指定され、令和6年度末では、8,117件(昭和46年度比約3倍)となっている。

これらの特定事業場の排出水のうち、シアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質については、排出水量にかかわらずすべての特定事業場に規制が適用されている。また、BOD、SS等の生活環境項目については、「水質汚濁防止法」に基づき1日当たりの排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、さらに県では、河川における環境基準の達成・維持を図るために、一般排水基準よりも厳しい基準や、業種によっては1日当たりの排水量が50m³未満の特定事業場にも基準を適用する上乗せ排水基準(県が条例で定める排水基準)を定めている。

なお、令和6年度末における排水基準が適用される特定事業場の数は、906件である。

また、「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、7業種を対象として規制しており、令和6年度末の特定事業場の数は、3,255件あり、このうち排水基準が適用される特定事業の場数は56件となっている。

イ 業種又は施設別の特定事業場の状況

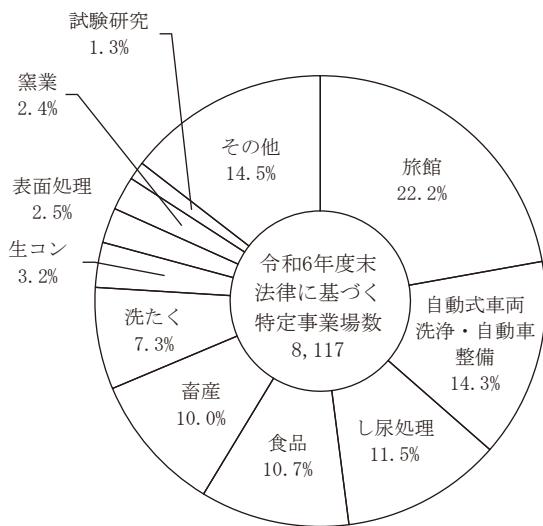
「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場を業種又は施設別にみると、旅館が最も多く、自動式車両洗浄・自動車整備、し尿処理、食品の順で、全体の半数を占めている(図2-4-13)。

「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、自動車整備・給油所、畜産で全体の約9割を占めている(図2-4-14)。

これらの特定事業場のうち生活環境項目の排水基準が適用されているものを業種又は施設別にみると、「水質

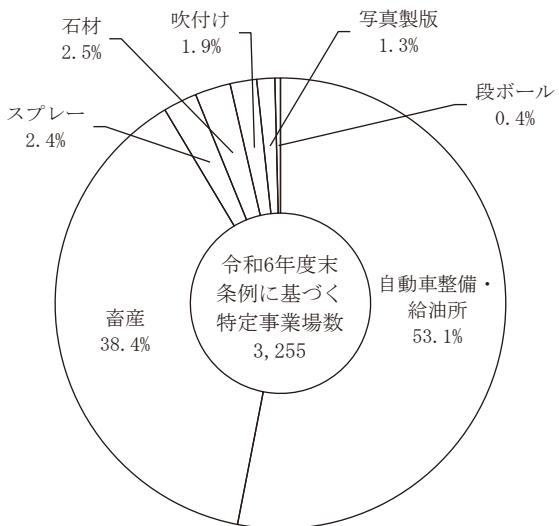
「汚濁防止法」に基づくものでは、し尿処理、旅館、下水道が多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものでは、石材切截が最も多い(図2-4-15、図2-4-16)。

図2-4-13 法律に基づく特定事業場の業種別内訳



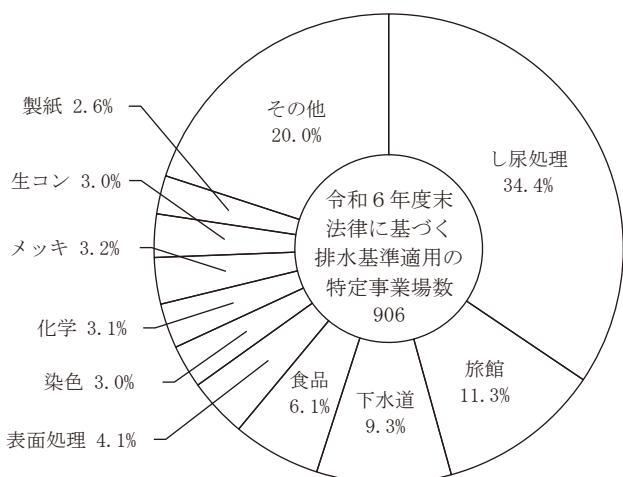
備考) 県環境管理課調べ

図2-4-14 条例に基づく特定事業場の業種別内訳



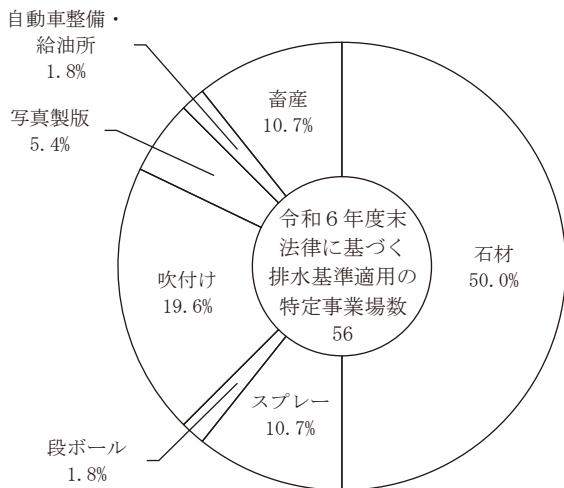
備考) 県環境管理課調べ

図2-4-15 法律に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-16 条例に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

ウ 水域別の特定事業場の状況

県の特定事業場の数(「水質汚濁防止法」に基づくもの8,117件、「岐阜県公害防止条例」に基づくもの3,255件、計11,372件)を水域別にみると、長良川水域31.8%、木曽川水域26.5%、揖斐川水域16.3%の順で多く、この3水域に約74.6%が集中しており、以下、神通川(宮川)水域、庄内川(土岐川)水域、庄川水域、矢作川水域、九頭竜川水域の順となっている(資料28)。

○木曽川水域

製紙・パルプ、金属製造業の特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、旅館、し尿処理、自動式車両洗浄・自動車整備の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

○長良川水域

中流部の製紙(古紙再生)、電気めつき、岐阜市及びその周辺の製紙(古紙再生)、繊維(染色)、電気めつ

き等の地場産業に係る特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、自動式車両洗浄・自動車整備、旅館、し尿処理の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

○揖斐川水域

大垣市及びその周辺部の化学、繊維（染色）、電気めっき等特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、し尿処理、自動式車両洗浄・自動車整備、食品の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産が多くを占めているが、他の水域に比べて石材切截が集中している。

○庄内川（土岐川）水域

窯業関連特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、窯業が約23.7%を占めて最も多く、以下、自動式車両洗浄・自動車整備、食品の順となっている。

なお、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、スプレー式施釉の順に多い。

また、支川の小里川上流に寒天製造業が立地しているのも特徴的である。

○矢作川水域

特定事業場は、他の水域より比較的少なく、支川の明智川、阿妻川流域に窯業関連工場がある。

○神通川（宮川）流域

高山市を中心として観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場は、旅館がほぼ半数を占めており、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、畜産、自動車整備・給油所でほとんどを占めている。

○庄川水域

白川郷、御母衣ダム等の観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく事業場は、旅館がほとんどである。

○九頭竜川水域

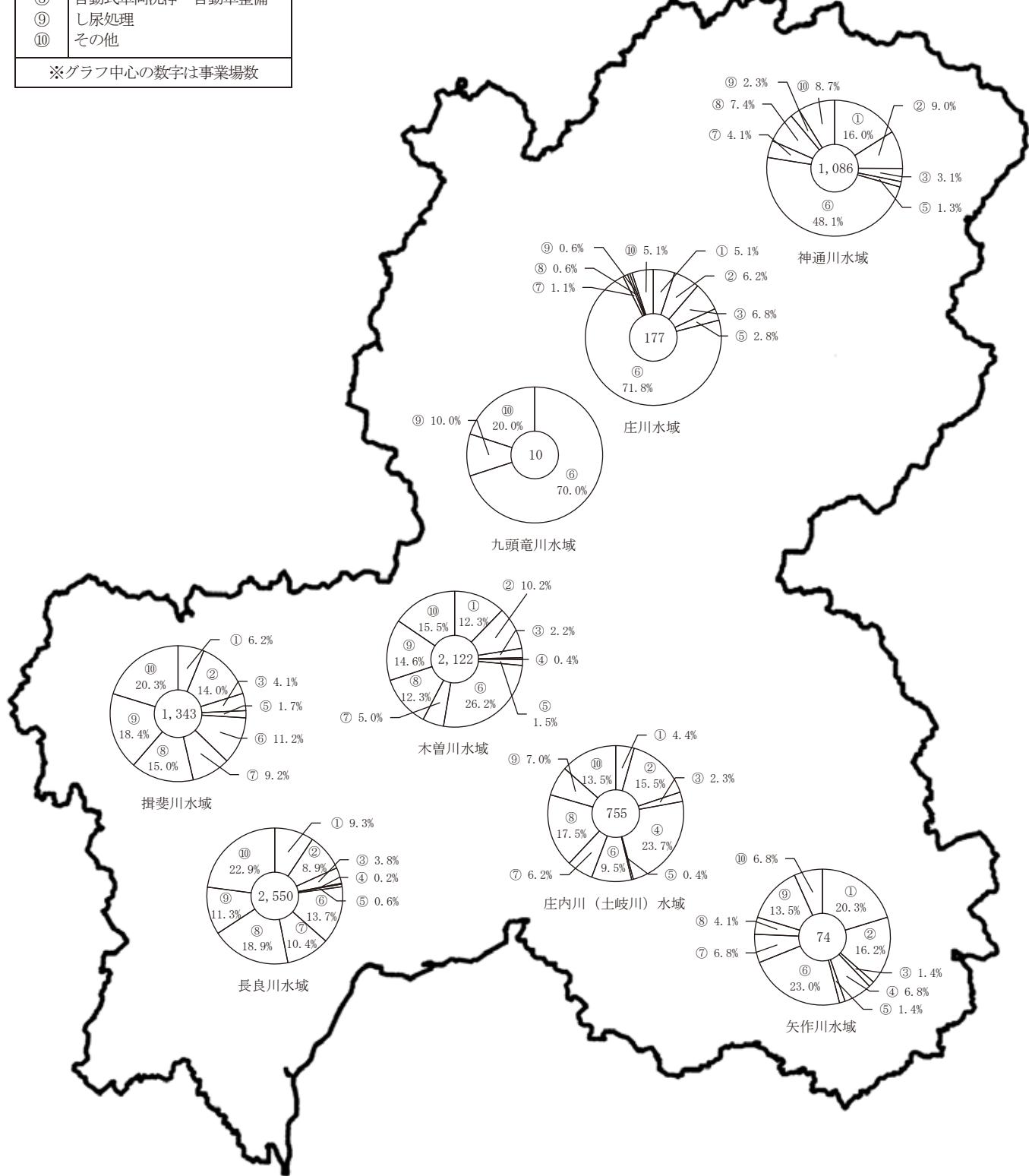
郡上市白鳥町石徹白地区に、「水質汚濁防止法」に基づく事業場として、旅館がある。

図2-4-17 水域別特定事業場の状況（水質汚濁防止法に基づくもの）

(令和7年3月現在)

凡　例	
番号	業　種
①	畜産
②	食品
③	生コン
④	窯業
⑤	碎石・砂利
⑥	旅館
⑦	洗たく
⑧	自動式車両洗浄・自動車整備
⑨	し尿処理
⑩	その他

※グラフ中心の数字は事業場数



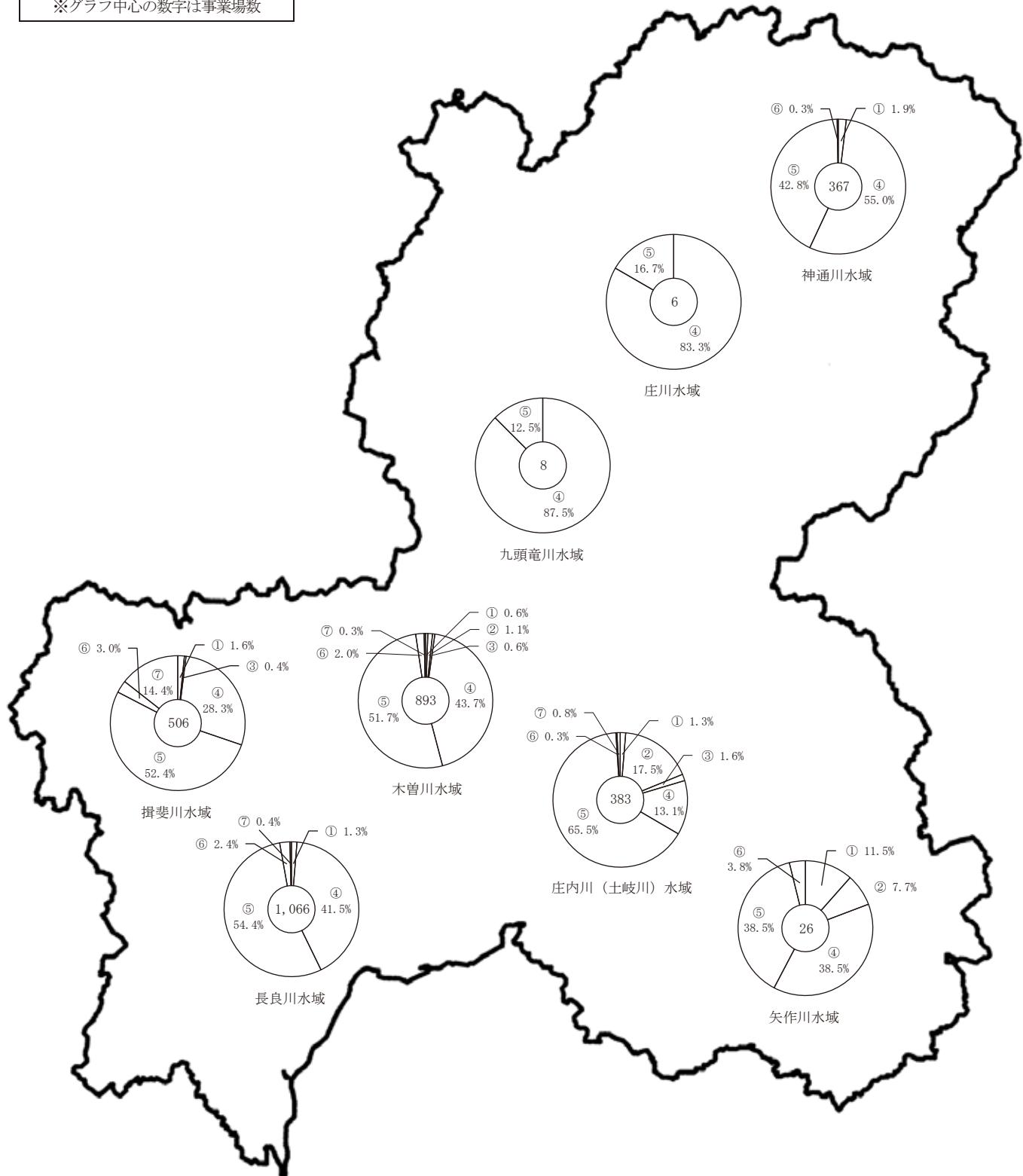
備考) 県環境管理課調べ

図2-4-18 水域別特定事業場の状況（岐阜県公害防止条例に基づくもの）

(令和7年3月現在)

凡　例	
番号	業　種
①	写真製版
②	スプレー式施釉
③	ダンボールのり付け
④	畜産
⑤	自動車整備・給油所
⑥	吹き付け塗装
⑦	石材切截

※グラフ中心の数字は事業場数



備考) 県環境管理課調べ

(6) 法令等による規制及び指導

ア 濃度規制<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき特定施設に対し排水規制を行っている。

「水質汚濁防止法」では、人の健康に有害なシアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質について、平成6年にジクロロメタン等13物質、平成13年にはほう素等3物質、平成24年に1,4-ジオキサンが追加指定され、28項目になり排出水の多少を問わず、すべての特定事業場に排水基準が適用されている。また、pH、BOD等15項目の生活環境項目については、1日当たりの排水量が50m³以上の特定事業場に排水基準を適用している。さらに、この一律排水基準によっても、十分に水質の汚濁防止を図ることができない水域もあるため、条例で一律排水基準よりも厳しい、いわゆる上乗せ排水基準を設定し、水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定している木曽川水域等7水域に適用している。さらに、「岐阜県公害防止条例」により、法律に定められていない7業種を指定し、規制の強化を行っている。また、水質総量規制制度については、指定地域内の1日当たり排水量が50m³以上のすべての特定事業場に対して、総量規制基準の遵守義務及び汚濁負荷量の測定義務を課している。

一方、法令による規制措置と並んで、一定規模以上の排水施設を設置する場合の事前協議及び公害防止協定も水質保全上重要な役割を果たしており、法律や条例による規制より厳しい協定値の適用、土地利用計画への対応、被害補償、報告・調査への協力義務などを主な内容としている。

イ 水質総量規制<環境管理課>

水質総量規制制度は、水質汚濁防止法等に基づき、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の水質改善を図るため、昭和54年以来8次にわたり、化学的酸素要求量（COD）を対象に、また、第5次総量規制からは窒素及びりんを新たな対象項目に加えて実施されており、県は、伊勢湾に流入する40市町村の区域について総量削減計画を策定し、削減目標量の達成に努めてきた。

第8次総量削減計画に基づく本県の発生源別の令和元年度の実績は、表2-4-19のとおりであり、りん含有量以外について令和元年度削減目標を達成した。

また、令和4年10月には令和6年度を目標年度とする第9次総量削減計画を策定した。

表2-4-19 発生源別削減目標量と令和元年度実績

区分	化学的酸素要求量(COD)(トン/日)			窒素含有量(トン/日)			りん含有量(トン/日)		
	令和6年度削減目標	(参考)	(参考)	令和6年度削減目標	(参考)	(参考)	令和6年度削減目標	(参考)	(参考)
令和元年度実績	令和元年度削減目標	令和元年度削減目標	令和元年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標	令和元年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標	令和元年度削減目標
生活排水	11	13	12	7	7	7	0.7	0.8	0.7
産業排水	16	16	16	3	3	3	0.4	0.5	0.4
その他	6	5	6	19	19	19	0.7	0.6	0.7
合計	33	34	34	29	29	29	1.8	1.9	1.8

備考) 県環境管理課調べ

ウ 発生源監視指導等<環境管理課>

水質汚濁を未然に防止し、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るために、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場の監視指導を実施することが必要である。

このため、令和6年度は、届出事項の確認、特定施設及び排水処理施設の維持管理状況、排水基準の遵守状況について678件（内岐阜市101件）の立入検査を実施し、排水基準を超える又はそのおそれのある特定事業場に対し、表2-4-20のとおり6件（内岐阜市3件）の行政処分等を行った。

表2-4-20 特定事業場に対する行政処分状況

(令和6年度)

		行政処分等				
		一時停止命令(件)	改善命令(件)	改善勧告(件)	注意(件)	計(件)
水質汚濁防止法	畜産					
	食品				1(0)	1(0)
	染色・染毛				1(0)	1(0)
	製紙					
	出版・印刷					
	化学					
	生コン					
	窯業					
	碎石・砂利					
	機械・金属・鉄鋼				1(0)	1(0)
	表面処理					
	電気めつき				1(1)	1(1)
	旅館					
	洗たく					
	自動式車両洗浄施設					
	し尿処理					
	下水道					
県公害防止条例	試験研究					
	その他				2(2)	2(2)
	小計				6(3)	6(3)
	写真製版					
	スプレ式施釉					
	段ボールのり付け					
	畜産					
備考) 1 県環境管理課調べ						
2 ()内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。						

エ 農薬の適正な使用及び保管<農産園芸課>

「農薬取締法」及び「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則」等に基づき、県内29のゴルフ場について立入検査を行い、農薬使用状況を把握するとともに、農薬の適正な使用及び保管について指導した。

その他、農薬使用者の資質向上と農薬の適正使用を推進するため、農薬管理指導士養成研修を実施し、新たに72名の農薬管理指導士を認定した。

オ 生活排水対策(ブルーリバーアクション) <環境管理課>

○ ブルーリバーアクションの推進

生活排水対策を「ブルーリバーアクション」と名付けて、「調理くずの流出防止」、「使用済み食用油の回収」、「洗剤の適量使用」など、家庭排水の浄化に関する啓発活動、実践活動及び関連事業を展開している。

○ 生活排水対策重点地域の指定

生活排水は、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。「水質汚濁防止法」では、生活排水対策に関する国、地方自治体及び国民の責務が明確化されており、知事は、水質の環境基準が確保されていない水域等生活排水対策の実施が特に必要である地域について、水質の維持・改善を図るため生活排水対策重点地域と

して指定することとされている。

このため本県では、生活排水対策重点地域としてこれまでに表2-4-21のとおり29市町村を指定しており、生活排水対策推進市町村では、生活排水対策推進計画を策定し、下水道等の処理施設の整備事業及び浄化資材の普及等、生活排水対策の普及啓発事業を計画的に実施している。

表2-4-21 生活排水対策重点地域の指定状況

指定年日	生活排水対策重点地域	
	指定流域	指定市町村(令和7年3月末現在)
H3. 9. 3	長良川上流域 及び和良川流域	郡上市(旧八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村)(1市)
H4. 3. 31	長良川中流域 及び加茂川流域	関市(旧関市・洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上之保村)、美濃市、山県市(旧高富町・伊自良村・美山町)、坂祝町・富加町、美濃加茂市(6市町)
H5. 1. 12	長良川下流域 及び新境川流域	岐阜市(旧岐阜市・柳津町)、羽島市、各務原市、瑞穂市(旧穂積町・巣南町)、本巣市(旧本巣町・真正町・糸貫町)、岐南町・笠松町・安八町・北方町(9市町)
H6. 3. 1	可児川流域	多治見市、可児市、御嵩町(3市町)
H7. 3. 28	杭瀬川流域	大垣市、神戸町、池田町(3市町)
H12. 3. 31	白川流域	白川町、東白川村、中津川市(旧加子母村)(3市町村)
	牧田川流域	養老町、大垣市(旧上石津町)、関ヶ原町(3市町)
H13. 3. 30	馬瀬川流域	高山市(旧清見村)、下呂市(旧金山町・馬瀬村)(2市)
		29市町村

備考) 県環境管理課調べ

力 下水道の整備<下水道課>

本県では、昭和9年に岐阜市が下水道事業に着手し、全国で5番目に処理を開始したことに始まり、都市部では昭和30年代から40年代にかけて順次事業に着手し、その後、整備が遅れていた地方部でも、トイレの水洗化のための施設整備を求める県民からの強い要望により平成初期から10年代にかけて急速に施設整備が行われた。令和6年度末の下水道処理人口普及率は78.6%となっている。なお、今後は人口減少等を踏まえ下水道区域の適切な見直し(浄化槽区域への見直し)を行いつつ、下水道整備を促進する。

○ 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画(以下「流総計画」という。)は、「下水道法第2条の2」の規定に基づく公共用水域の水質環境基準を達成・維持するための下水道整備に関する基本計画であり、流域別に下水道の根幹的な施設計画・事業実施順位等、下水道整備の基本方針等を定めるものである。

本県では、木曽川・長良川流域及び庄内川流域において流総計画を策定済みであったが、上位計画である伊勢湾流総計画が令和5年2月に見直しされたことを受け、木曽川・長良川流域、庄内川流域及び揖斐川流域において流総計画を新たに策定し、令和5年度に国土交通大臣の同意を得た。また、神通川流域における流総計画については、平成27年度に国土交通大臣の同意を得た。

○ 流域下水道

本県唯一の流域下水道である木曽川右岸流域下水道は、木曽川及び長良川流域の広域的な下水道整備を合理的に進めるため、岐阜市等4市6町(令和7年3月31日現在)を対象とする区域の流域関連公共下水道から排出する汚水を処理すべく、県が整備を推進しているものである。全体計画の主な内容については以下のとおりである。

計画の規模 計画処理区域面積 16,643ha

計画処理人口 433,900人

計画処理能力 228,000m³/日

排除方式 分流式(汚水のみ)

処理方式 (標準活性汚泥法、嫌気無酸素好気法、ステップ流入式多段硝化脱窒法)+急速砂ろ過

木曽川右岸流域下水道は、昭和52年2月に事業認可を受けて以来その整備が進められており、平成3年4月には一部地域の処理を開始した。なお平成8年度末で幹線管渠が全線完成し、令和6年度末には約12,000haで約38万人分の処理を行っている。

○ 公共下水道

本県の公共下水道は、岐阜市が全国で5番目の都市として昭和12年に処理を開始したことにより始まり、現在、処理を開始しているのは、表2-4-22のとおり42市町村中38市町村である。

令和6年度末の下水道処理人口普及率（公共下水道の処理区域内人口の住民基本台帳人口に対する割合）は78.6%となっている。

表2-4-22 下水道処理人口普及率

(令和7年3月末現在)

市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率(%) (B)／(A)
岐 阜 市	397.7	374.8	94.3
大 垣 市	156.5	142.7	91.2
高 山 市	81.8	70.8	86.6
多 治 見 市	104.4	100.4	96.2
関 市	83.5	73.8	88.4
中 津 川 市	73.0	42.6	58.3
美 濃 市	18.8	14.2	75.6
瑞 浪 市	35.0	26.8	76.6
羽 島 市	66.2	36.7	55.4
恵 那 市	45.7	27.7	60.5
美濃加茂市	57.5	52.3	91.0
土 岐 市	53.9	45.8	84.9
各 務 原 市	143.9	121.3	84.3
可 児 市	99.4	94.7	95.3
山 縣 市	24.6	12.6	51.3
瑞 穂 市	56.2	4.0	7.1
飛 駆 市	21.5	17.2	80.1
本 巣 市	32.7	6.7	20.6
郡 上 市	37.3	24.1	64.5
下 呂 市	28.6	19.3	67.3
海 津 市	31.3	25.0	79.9

市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率(%) (B)／(A)
岐 南 町	26.4	25.7	97.2
笠 松 町	21.8	20.4	93.3
養 老 町	25.8	6.0	23.4
垂 井 町	25.6	17.3	67.6
関 ケ 原 町	6.1	5.0	81.9
神 戸 町	18.1	16.6	91.7
輪 之 内 町	9.0	7.8	85.9
安 八 町	14.4	14.4	100.0
揖 斐 川 町	18.5	3.8	20.7
大 野 町	21.4	-	-
池 田 町	22.3	15.5	69.6
北 方 町	18.5	18.5	100.0
坂 祝 町	8.2	5.6	67.7
富 加 町	5.9	3.7	63.5
川 辺 町	9.7	9.4	96.9
七 宗 町	3.1	-	-
八 百 津 町	9.8	7.7	78.1
白 川 町	6.8	-	-
東 白 川 村	2.0	-	-
御 嵩 町	17.5	13.7	78.7
白 川 村	1.5	1.3	88.0
岐 阜 県 計	1,942.0	1,525.8	78.6

備考) 県下水道課調べ

キ 農業集落排水施設の整備促進<農地整備課>

農村地域の農業用排水路の水質保全、農村環境の改善を図るため、平成29年度までに28市町で農業集落排水処理施設の整備を終えた。

ク 処理槽設置の促進<廃棄物対策課>

生活排水対策の一環として、処理槽の設置について補助制度により普及促進を図った。助成状況は表2-4-23のとおりである。なお、県費補助制度は、平成元年に創設し、平成5年度に補助対象を10人槽から50人槽に拡大し、平成18年度には単独処理処理槽から合併処理処理槽への転換を促進するため、単独処理処理槽の撤去費を補助対象とするなど、処理槽の普及促進を図っている。

さらに、平成30年度からさらなる汚水処理施設の普及を図るため、市町村が主体となって合併処理処理槽を整備する事業を補助の対象としている。

また、処理槽の適正な維持管理を図るため、処理槽管理者に対し保守点検、清掃及び法定検査のいわゆる「3

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

「つの義務」の励行について周知徹底を図っている。平成14年度には浄化槽適正維持管理システムを導入し、法定検査受検率の向上に取り組んでいる。法定検査(浄化槽法第11条)の実施状況は、表2-4-24のとおりである。

浄化槽の設置状況は、図2-4-19のとおりである。浄化槽の清掃によって引き抜かれた汚泥は、し尿処理施設で衛生的に処理されている。

表2-4-23 岐阜県浄化槽設置整備事業助成状況

(令和6年度)

県事務所等	設置主体	設置基数	単独撤去	汲取撤去	宅内配管	県事務所等	設置主体	設置基数	単独撤去	汲取撤去	宅内配管
	岐 阜 市	40	11		13	中濃	※ 郡 上 市	19			
岐 阜	羽 島 市	57				可 茂	美濃加茂市	14	1	1	2
	各 務 原 市	43	1	4	5		可 児 市	5			
	山 県 市	10					坂 祝 町	8			
	瑞 穂 市	164	9	1	14		富 加 町	0			
	本 巢 市	63	5	1	7		川 辺 町	0			
	北 方 町	0					七 宗 町	2			
西 濃	大 垣 市	22	2		4		八 百 津 町	1			
	海 津 市	3					白 川 町	10	5	6	9
	養 老 町	54	11				東 白 川 村	2	1		1
	垂 井 町	10					御 嵩 町	1			
	関 ケ 原 町	0				東 濃	多 治 見 市	2			
	神 戸 町	0					瑞 浪 市	4		1	2
	輪 之 内 町	1					土 岐 市	15			
揖 斐	安 八 町	0				惠 那	中 津 川 市	58		22	25
	揖 斐 川 町	0					惠 那 市	52	3	20	29
	※揖斐川町	4				飛 駒	高 山 市	13			
	大 野 町	175	140	2	147		飛 駒 市	0			
中 濃	池 田 町	6					下 呂 市	9		2	6
	閔 市	3				合 計		874	190	60	264
	美 濃 市	4	1								

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 ※は公共浄化槽等整備推進事業、他は浄化槽設置整備事業

3 単独撤去、汲取撤去、宅内配管は設置基数の内数

表2-4-24 法定検査(11条)実施状況

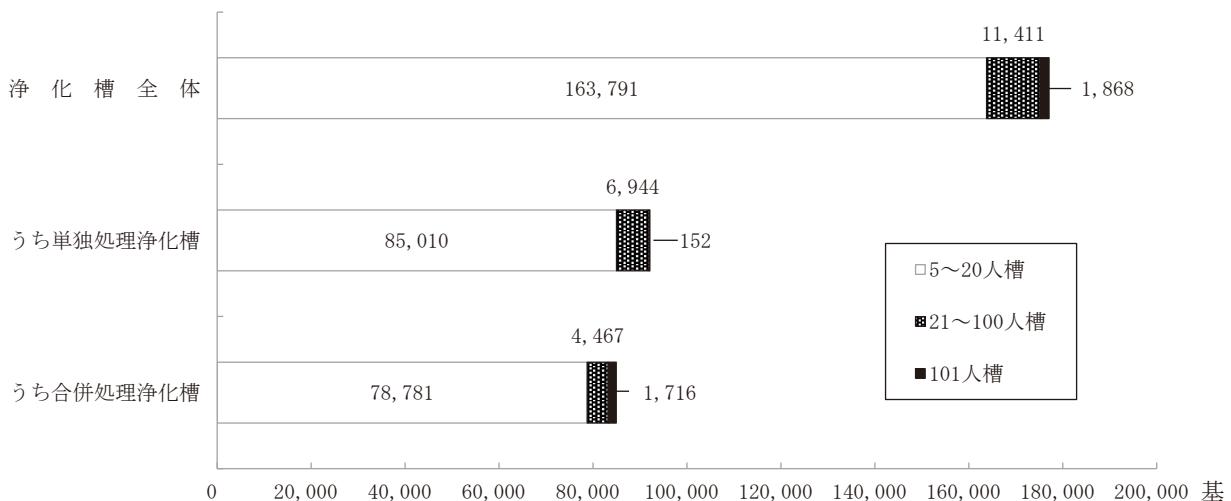
(令和5年度)

人 槽 別	5~10	11~50	51~500	501~	合 計
検査対象基数 (基)	142,747	14,088	3,257	294	160,386
検査実施数 (基)	138,209	13,242	3,095	285	154,831
検査実施率 (%)	96.82	93.99	95.03	96.94	96.54
検査結果	適 正	131,977	11,689	2,481	146,388
	不適正	6,232	1,553	614	8,443

備考) 県廃棄物対策課調べ

図2-4-19 淨化槽の設置状況

(令和6年3月末現在)



備考) 県廃棄物対策課調べ

(7) 河川環境保全意識の向上促進<河川課>

不法投棄防止に係る啓発看板の設置やチラシ等の配布を行い、河川環境保全の啓発を行っている。

また「清流の国ぎふリバーサポーター事業」により、自治会やボランティア団体等が行う河川敷の除草、清掃等の活動を支援し、河川環境保全意識の向上に努めている。

2 地下水の保全**(1) 地下水保全の総合対策<環境管理課>**

地下水に関しては、水質汚染やその過剰揚水による地盤沈下、湧水の枯渇など環境保全上の問題が生ずる場合があり、近年、地下水保全に対する重要性は増していることを踏まえ、健全な水循環系の確保の観点から、地下水の質と量の両面で、対策を推進している。

(2) 地下水質の保全対策<環境管理課>

県内で、地下水質汚染事例が相次いで判明したことから、市町村との協働により、地下水汚染の早期発見に努めるとともに、地下水汚染事例が判明した場合に、迅速かつ適切に対応するために必要な手続き等を規定した「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」を平成13年4月から施行している。

平成24年6月には、地下水汚染の未然防止を目的として水質汚濁防止法が改正され、有害物質貯蔵指定施設が新たに届出対象になるとともに、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存の義務等の規定が新たに設けられており、対象となる事業者に対して、立入検査等において基準に適合するよう指導している。

(3) 環境浄化機材の整備<環境管理課>

県内で判明している揮発性有機化合物による地下水汚染事例のうち、浄化対策が必要であるにもかかわらず、汚染原因者が不明等の理由によりその対策が遅れている事例があることから、県が浄化機材を整備し、市町村、事業者等に貸し出すことにより浄化対策を促進している。

貸し出している浄化機材は、土壤ガス吸引装置（1台）、地下水浄化装置（2台）である。

表2-4-25 整備した環境浄化機材

(令和7年3月末現在)

環境浄化機材の種類	淨化機材の特徴	貸出先
土壤ガス吸引装置	土壤中の吸引井戸から除去対象物質を含むガスを吸引し、活性炭に吸着させて除去する。	富加町の事業者
地下水浄化装置	汚染地下水を揚水し、これをばつ氣することにより除去対象物質を水中から空気に移行させ、活性炭に吸着させて除去する。	美濃加茂市 土岐市の事業場跡地の土地所有者

備考) 県環境管理課調べ

(4) 土地売買等に伴う事前届出制度の実施＜森林保全課＞

水源地域における適正な土地利用の確保を図り、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活に寄与することを目的として、平成25年4月に「岐阜県水源地域保全条例」を施行した。

この条例に基づいて、令和6年度末現在、県内の22市町村、276箇所、68,495.13haの森林を水源地域に指定している。

水源地域内で土地所有者等が土地売買等を行う場合、契約を締結しようとする日の30日前までに届出を義務付ける制度により、届出者に対して、土地の利用の方法等に関する助言を行った。令和6年度の届出実績は40件。

また、令和2年7月に条例を一部改正し、水源地域内で開発行為を行う場合、開発しようとする日の60日前までに届出を義務付ける制度を加えて、届出者に対して土地の利用の方法等に関する助言をすることにより、水源地域の一層の保全を図ることとした。令和3年1月1日から施行し、令和6年度の届出実績は3件。

(5) 瑞浪超深地層研究所周辺地域の環境保全対策＜環境管理課＞

県と瑞浪市及び瑞浪超深地層研究所を管理する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定」を平成17年11月14日に締結した。

県ではこの環境保全協定に基づき、環境負荷に関する情報公開の徹底や環境保全対策等を日本原子力研究開発機構に求めていくとともに、排出水等の測定を実施し公表することで県民の安全、安心を確保することとしている。

令和6年度に県が実施した排出水等の測定結果は表2-4-26のとおりである。

表2-4-26 瑞浪超深地層研究所排出水等の測定結果（主な項目）

測定項目		管理目標値	R6.5.21採取
放流先河川水	ふつ素	0.8mg/L以下	0.08mg/L未満
	ほう素	1mg/L以下	0.02mg/L未満

備考) 県環境管理課調べ

(6) PFOS・PFOA対策＜環境管理課＞

令和5年7月に各務原市の三井水源地において、暫定目標値を超過する有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）が検出されていたことが判明したことを受け、県は各務原市と連携して、汚染範囲を把握するため、令和6年度に井戸183件（市独自調査を含む）、河川等32件の水質調査を行った。

3 水源のかん養

(1) 計画的な間伐の推進＜森林経営課＞

主に公益的機能が低下し早急に間伐が必要な森林などを含め、5,241haの間伐を実施した。

国の補助制度では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林、渓畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。

【再掲】

(2) 治山事業を通じた水源かん養機能を有する森林等の保全＜森林保全課＞

森林の水源かん養機能を高度に發揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施した。

(3) 林道施設の点検診断＜森林経営課＞

岐阜県緊急輸送道路ネットワークに位置づけられた林道等の橋りょうやトンネルの点検診断を行う市町村に対し助成し、維持管理・補修計画の作成支援を実施している。

(4) 渓流沿いの森林の間伐＜森林経営課＞

森林所有者による整備が進まず、手入れが不十分な渓流沿いのスギ・ヒノキ人工林の間伐に対して助成し、防災機能の強化を図った。

(5) 水源かん養機能を有する水田の保全＜農村振興課＞

農地や農業用施設が持つ水源かん養といった多面的機能の啓発活動などを実施した。

4 土壤汚染の防止

(1) 土壤汚染対策法に基づく指導等の徹底〈環境管理課〉

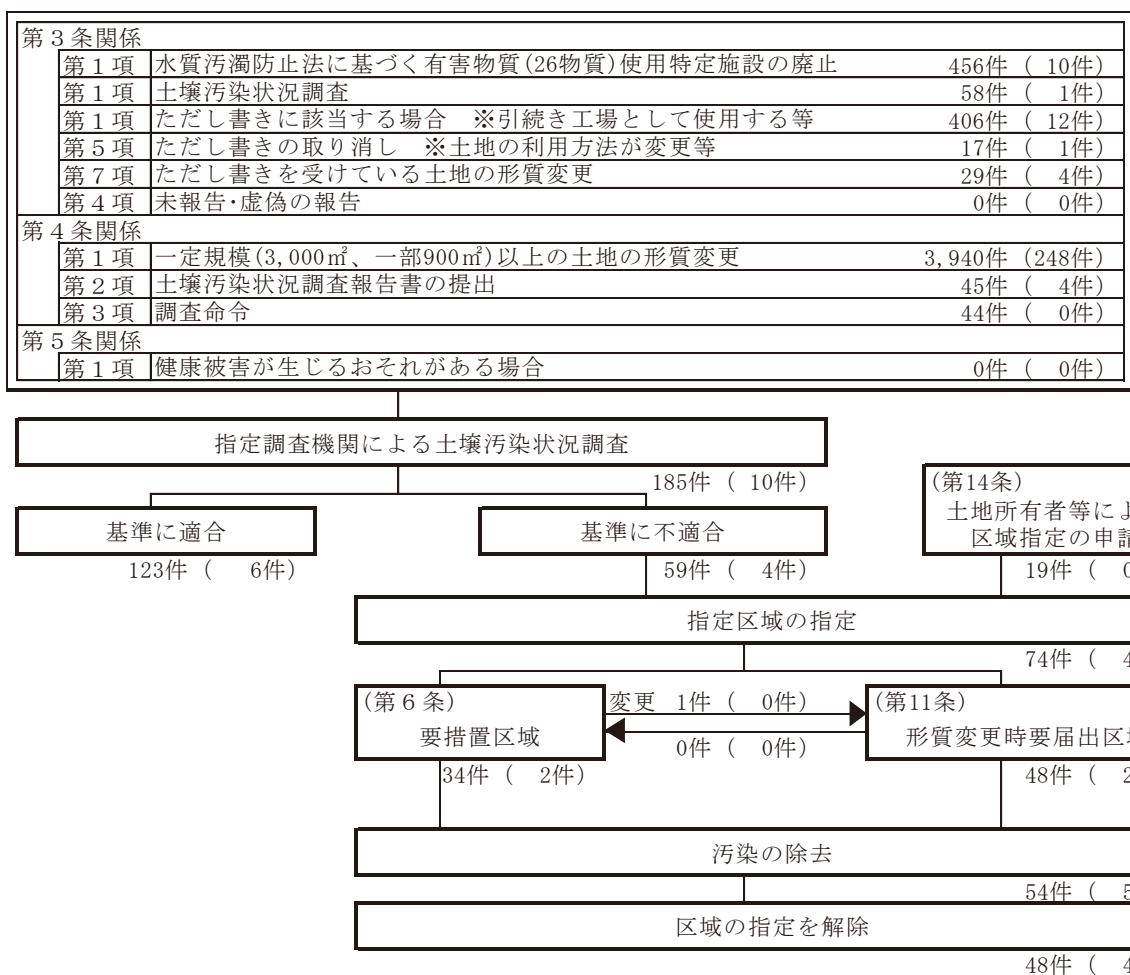
土壤の汚染の状況の把握、土壤の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図るために「土壤汚染対策法」が平成15年2月から施行されている(図2-4-20)。

令和6年度末現在、県内で「指定区域(土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない区域)」に指定されている区域は33件である(表2-4-27)。

また、平成22年4月1日の同法改正に伴い「水質汚濁防止法」に定める有害物質を使用する工場・事業場が廃止された際には、土壤汚染状況調査が適切に実施されるよう土地所有者等への指導を徹底するとともに、一定規模(3,000m²、一部900m²)以上の土地の形質変更を行う場合に届出が行われるよう、関係機関に対して法律の周知・徹底を図っている。また、立入調査時等の機会を捉えて法律の周知・徹底を図るほか、土壤汚染に対する啓発を実施し、汚染の早期発見、早期対応に努めている。

図2-4-20 土壤汚染対策法の施行状況

(平成15年2月15日～令和7年3月31日)



備考) 1 県環境管理課調べ

2 件数は平成15年2月15日から令和7年3月31日までの累積件数

3 () 内は令和6年度の件数

4 「基準に不適合」の件数と、「指定区域の指定」の件数は、一致しない。

表2-4-27 土壤汚染対策法に基づく指定区域

(令和7年3月末現在)

	指定年月日	告示番号	所在地	基準超過項目	端緒
要措置区域	H26. 6. 17	岐阜県告示第445号	多治見市笠原町字梅平4024番450の一部	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H31. 4. 25 R 1. 6. 7	岐阜市告示第67号 岐阜市告示第147号	岐阜市黒野字二の丸328番8の一部 他	1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、シアノ化合物、鉛及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条 第14条

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

	指定年月日	告示番号	所在地	基準超過項目	端緒
要措置区域	R 2. 2. 14	岐阜県告示第44号	羽島郡笠松町北及字小町屋47番の一部	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物	第3条
	R 3. 3. 16	岐阜市告示第619号	岐阜市大黒町4丁目4番1の一部	六価クロム化合物、シアン化合物	第3条
	R 3. 8. 10	岐阜県告示第348号	土岐市妻木町字鍛冶ヶ入2375番1の一部 他	六価クロム化合物	第3条
	R 3. 11. 9	岐阜県告示第486号	安八郡安八町森部字高須1558番1の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物	第3条
	R 4. 11. 18	岐阜市告示第443号	岐阜市北一色10丁目3番2の一部 他	テトラクロロエチレン	第3条
	R 5. 7. 28	岐阜市告示第215号	岐阜市橋本町3丁目20番1の一部 他	鉛及びその化合物	第3条
	R 6. 12. 3	岐阜市告示第563号	岐阜市蔽田南2丁目1番1号の一部	砒素及びその化合物	第4条
形質変更時 要届出区域	H17. 7. 29	岐阜県告示第595号	土岐市泉町大富255-10 他	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H17. 10. 21	岐阜県告示第711号	関市常盤町27番地の一部	シアン化合物、ほう素及びその化合物	第3条
	H21. 8. 28	岐阜県告示第511号	関市平賀町1丁目63番2 他	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条
	H22. 2. 16	岐阜市告示第535号	岐阜市水海道2丁目1-10 他	テトラクロロエチレン	第3条
	H22. 3. 26	岐阜市告示第593号	岐阜市早田町1丁目24番	テトラクロロエチレン	第3条
	H23. 12. 16	岐阜県告示第598号	土岐市下石町字西山304番2の一部	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第4条
	H24. 6. 29	岐阜県告示第299号	多治見市小町5丁目71番1 他	鉛及びその化合物	第14条
	H24. 10. 12	岐阜市告示第371号	岐阜市祈年町4丁目1番の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第14条
	H28. 3. 3	岐阜市告示第653号			
	H25. 10. 11	岐阜県告示第475号	関市東桜町10番1の一部	鉛及びその化合物	第4条
	H27. 3. 10	岐阜県告示第149号	関市広見字牛洞851番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	H27. 4. 3	岐阜県告示第246号	土岐市下石町字西山304番地84の一部	砒素及びその化合物	第4条
	H27. 12. 15	岐阜県告示第706号	関市小屋名字上中島420番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	H28. 1. 8	岐阜県告示第4号	下呂市幸田字幸の瀬162番の一部 他	砒素及びその化合物	第14条
	H29. 7. 28	岐阜県告示第397号	恵那市長島町永田字羽白440番3 他	砒素及びその化合物	第14条
	H30. 9. 28	岐阜県告示第485号	多治見市東町1丁目9番3の一部	ふつ素及びその化合物	第3条
	H31. 3. 1	岐阜県告示第99号	多治見市前咲町5丁目8番1の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
	R 1. 5. 21	岐阜県告示第15号			第14条
	R 2. 2. 14	岐阜県告示第45号	羽島郡笠松町北及字小町屋47番の一部	鉛及びその化合物	第3条
	R 3. 4. 23	岐阜県告示第198号	多治見市前咲町5丁目161番の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
	R 3. 8. 10	岐阜県告示第349号	土岐市妻木町字鍛冶ヶ入2375番1の一部 他	六価クロム化合物	第3条
	R 3. 11. 2	岐阜県告示第471号	多治見市前咲町5丁目161番の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
	R 4. 3. 18	岐阜県告示第116号	加茂郡坂町酒倉字北高見2079番1の一部 他	鉛及びその化合物	第3条
	R 5. 6. 9	岐阜県告示第257号	各務原市鵜沼字棚池602番1の一部	鉛及びその化合物	第4条
	R 6. 9. 24	岐阜県告示第377号	加茂郡白川町河岐字大相模1602番1の一部 他	六価クロム化合物、砒素及びその化合物、鉛及びその化合物	第4条
	R 6. 9. 27	岐阜県告示第378号	各務原市川崎町1番1の一部	六価クロム化合物	第3条

備考) 県環境管理課調べ

(2) 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」による規制<環境管理課>

「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」に基づく許可申請等の審査を、審査マニュアル等に基づいて厳正に行なった。

- また、不適正な事案に対しては、事業者への是正指導を迅速に行い、行政処分に至る事案の発生はなかつた。
 • 令和6年度の許可実績：81件（新規48件、変更33件）

5 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下の状況<環境管理課>

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取により、帶水層の水圧が低下し、粘土層の間隙水がしぶり出され、粘土層が収縮することによって、地表平面が徐々に沈下する現象で、ひとたび発生すると回復は不可能であるとされている。

このため、県では、地盤沈下の状況を把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して、一級水準測量調査、地下水位調査を実施している。

なお、岐阜・西濃地区では近年、全体的に地下水揚水量が減少傾向にあることから、経年的に地下水位が上昇又は横ばいの傾向にあり、沈下は安定しているが、渴水の発生時などには、面的な地盤沈下の発生が見られる。

(2) 地盤沈下対策<環境管理課>

県では、地盤沈下の動向を的確に把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して一級水準測量調査及び地下水位調査を実施しているほか、データ収集、解析等を行い、現状把握に努めている。

また、西濃地区地下水利用対策協議会及び岐阜地区地下水対策協議会と連携し、地下水採取の自主規制及び地下水利用の合理化指導を行い、地下水の有効利用を促進して、地盤沈下の防止に努めている。

なお、濃尾平野における総合的な地盤沈下防止対策を推進するため、昭和60年4月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」が制定（平成7年9月一部改正）されたことを受け、地盤沈下の防止と併せて地下水の保全を図るため、地域の実情に応じた総合的な対策を推進している。

ア 一級水準測量調査<環境管理課>

国土交通省国土地理院及び中部地方整備局が行う調査に合わせて、本県も昭和47年度から岐阜・西南濃地域約350km²を対象に調査を行っている。平成22年度から平成26年度は隔年で疎密をつけて観測することとしていたが、平成27年度からは、測量路線118km、水準点88地点について調査を行っている。なお、水準点の1つが廃点となつたため、令和3年度からは水準点87地点について調査を行っている。

令和6年度の調査結果では表2-4-28のとおり、面的な地盤沈下は認められなかった。

主要水準点の沈下状況は、表2-4-29及び図2-4-21のとおりである。

表2-4-28 地盤沈下面積の経年変化

年度 沈下面積 (km ²)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1cm以上2cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2cm以上3cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 各年度の数値は、11月1日を基準日とした過去1年間の地盤沈下面積の概数を示す。

表2-4-29 主要水準点の標高の経年変化

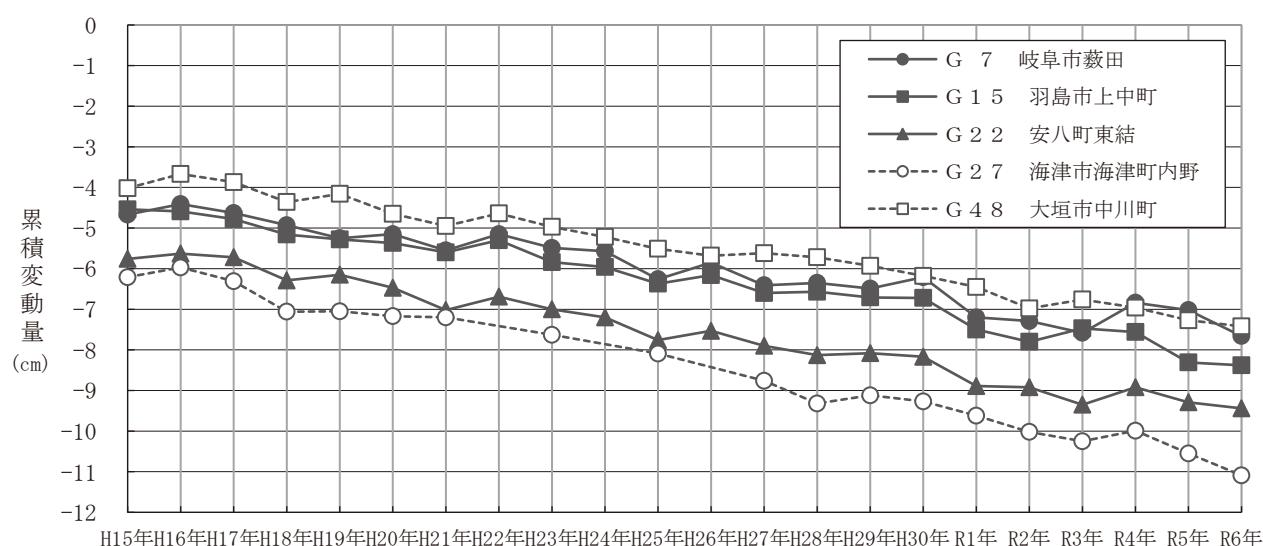
水準点標識番号(所在地)	S47年標高(A)	R5年標高(B)	R6年標高(C)	年間変動量(C)-(B)	累積変動量
G 7 (岐阜市藪田)	8.3225m	8.2569m	8.2505m	-0.64cm	-7.66cm
G 15 (羽島市上中町)	4.4517m	4.4612m	4.4605m	-0.07cm	-8.38cm
G 22 (安八町東結)	5.6871m	5.5971m	5.5956m	-0.15cm	-9.44cm
G 27 (海津市海津町内野)	0.5528m	0.4573m	0.4519m	-0.54cm	-11.09cm
G 48 (大垣市中川町)	7.5914m	7.5097m	7.5082m	-0.15cm	-7.42cm

備考) 1 県環境管理課調べ

2 国土地理院により、平成13年標高が補正されたため、累積変動量は「(C)-(A)」と一致しない。

3 G14については測定地点亡失となったため、令和6年度からG15について掲載する。

図2-4-21 主要水準点の累積変動量の経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ

2 G27については隔年測定地点となったため、22年、24年、26年は測定されていない。

3 G14については測定地点亡失となったため、令和6年度からG15について掲載する。

イ 地下水位対策<水資源課>

岐阜・西濃地域に設置してある26箇所の観測井で常時監視を実施している。

このうち、令和6年の主要観測井における地下水位は、表2-4-30のとおり、令和5年に比べ大きな変化はなく、経年的な推移を見ると、図2-4-22のとおり、上昇傾向にある。

表2-4-30 主要観測井の地下水位

(単位:m)

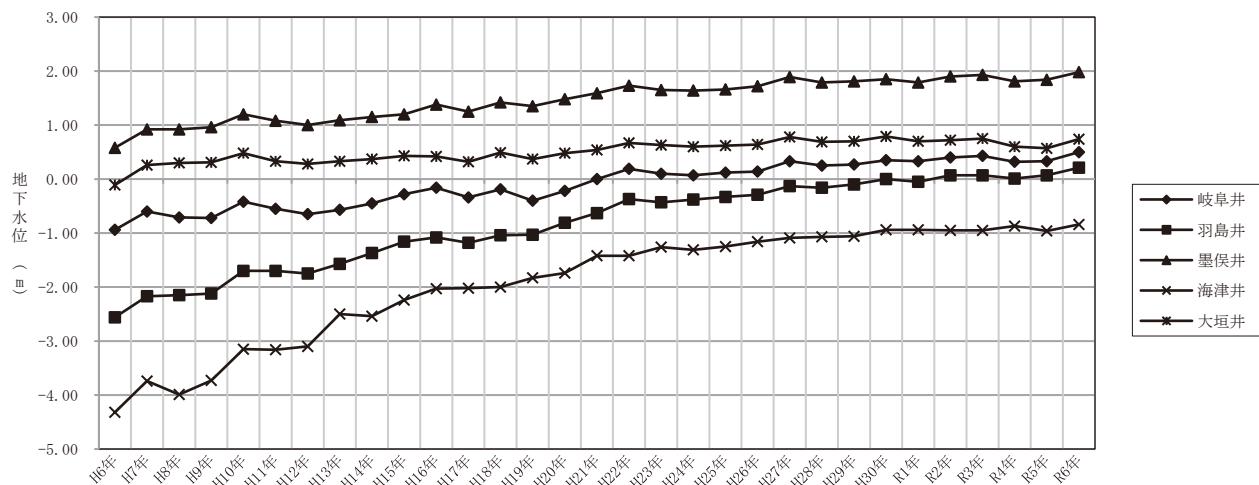
地下水位観測所(所在地)	昭和54年 地下水位 (A)	令和5年 地下水位 (B)	令和6年 地下水位 (C)	年間変動量 (C) - (B)	累積変動量 (C) - (A)
岐阜井(岐阜市須賀)	-1.42	+0.33	+0.50	+0.17	+1.92
羽島井(羽島市上中町)	-5.38	+0.07	+0.21	+0.14	+5.59
墨俣井(大垣市墨俣町下宿)	+0.13	+1.84 (+1.23)	+1.98 (+1.37)	+0.14	+1.85
海津井(海津市海津町古中島)	-9.85	-0.96	-0.84	+0.12	+9.01
大垣井(大垣市北方町)	+0.23	+0.57	+0.74	+0.17	+0.51

備考) 1 県水資源課調べ

2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

3 墨俣井については、平成27年度に地盤高の嵩上げを行った。()は嵩上げ後の地下水位を示す。

図2-4-22 主要観測井の地下水位の経年変化



備考) 1 県水資源課調べ

2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

6 危機管理体制の強化

(1) 汚染事故に対する危機管理体制の強化<環境管理課>

公共用水域における水質汚濁事故の対応は、適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

また、事故を未然に防止するため、立入検査や広報により、施設の点検整備等の注意を促している。

第2節 大気環境の保全

1 大気汚染の防止

(1) 大気環境の状況

ア 概況<環境管理課>

大気汚染は、工場・事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件の下で生成される物質などにより引き起こされる。